

南種子町過疎地域持続的発展計画

【令和3～7年度】

鹿児島県南種子町

過疎地域持続的発展計画

目 次

1. 基本的事項	1 -
(1) 南種子町の概況	1 -
ア. 町の自然的, 歴史的, 社会的, 経済的諸条件の概要	1 -
○ 町の沿革	1 -
○ 自然的条件	1 -
○ 社会的・経済的条件	1 -
イ. 市町村における過疎の状況	3 -
○ 人口等の動向	3 -
○ これまでの過疎法に基づくものも含めた対策, 現在の課題	3 -
○ 過疎の今後の見通し	4 -
ウ. 産業構造の変化, 地域の経済的な立地特性, 県の総合計画等における位置付け等を踏まえた町の社会経済的発展の方向の概要	4 -
○ 産業振興のための基盤整備	4 -
○ 生活環境の整備	4 -
○ 教育文化の振興	5 -
○ 行財政の確立	5 -
(2) 人口及び産業の推移と動向	5 -
ア. 人口の推移	5 -
イ. 産業構造の推移	5 -
表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)	6 -
表 1-1(2) 人口の見通し (人口ビジョン)	6 -
表 1-1(3) 産業別人口の動向 (国勢調査)	6 -
(3) 町行財政の状況	7 -
ア. 行 政	7 -
イ. 財 政	7 -
○ 財政規模の推移	7 -
○ 歳入の状況	7 -
○ 歳出の状況	7 -
○ 経常収支の状況	7 -
ウ. 主要公共施設の整備状況	7 -
表 1-2(1) 市町村財政の状況	8 -
表 1-2(2) 主要公共施設の整備状況	9 -
(4) 地域の持続的発展の基本方針	11 -
(5) 地域の持続的発展の基本目標	12 -
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	12 -

(7) 計画期間	- 12 -
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	- 12 -
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	- 15 -
(1) 現状と問題点	- 15 -
(2) その対策	- 15 -
(3) 計 画	- 16 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 16 -
3. 産業の振興	- 17 -
(1) 現状と問題点	- 17 -
ア. 農業	- 17 -
1. 農家戸数と農業後継者の減少	- 17 -
2. 総耕地面積及び経営耕地面積の減少と耕地利用率の低下	- 17 -
3. 農業粗生産額及び生産農業所得の推移	- 17 -
4. 主要作目の低単収	- 17 -
5. 多様化する消費者ニーズへの対応と販売対策	- 17 -
6. 都市と農村の交流促進	- 17 -
7. 農業生産基盤整備の状況	- 18 -
8. 畜産振興の推進	- 18 -
イ. 林業	- 18 -
ウ. 水産業	- 18 -
エ. 商工業	- 19 -
オ. 企業誘致	- 19 -
カ. 観光・レクリエーション	- 19 -
キ. 宇宙開発の推進と町の基本姿勢	- 19 -
ク. 起業の促進	- 20 -
(2) その対策	- 20 -
ア. 農業	- 20 -
1. 担い手確保・育成に係る施策	- 20 -
2. 農地利用、基盤整備等に関する施策	- 20 -
3. 安全で安心な農畜産物の安定供給に関する施策	- 20 -
4. 生産振興、販売、流通等に関する施策	- 20 -
5. 生産性の向上に関する施策	- 20 -
6. 農業災害防止に関する施策	- 20 -
7. 農村振興に関する施策	- 21 -
イ. 林業	- 21 -
1. 森林整備・保全の推進	- 21 -

2. 担い手づくりと林業経営対策	- 21 -
3. 木材利用の推進	- 21 -
4. 特用林産物の産地づくり	- 21 -
ウ. 水産業	- 21 -
1. 環境の改善・保全	- 21 -
2. つくり育てる漁業の推進	- 21 -
3. 漁港の整備・維持管理	- 21 -
エ. 商工業	- 21 -
1. 町内企業の育成・支援	- 21 -
2. 商店街の活性化	- 21 -
オ. 企業誘致	- 22 -
カ. 観光レクリエーション	- 22 -
1. 旅行誘客の推進	- 22 -
2. 地場産品の振興・物産販売力の強化・物産施設の充実	- 22 -
キ. 宇宙開発の促進	- 22 -
1. 関係機関との連携強化	- 22 -
2. 宇宙関連企業との連携強化	- 22 -
3. 関係人口創出・拡大による情報発信	- 22 -
ク. 起業の促進	- 22 -
(3)計 画	- 23 -
(4) 産業振興促進事項	- 25 -
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	- 25 -
4. 地域における情報化	- 27 -
(1) 現状と問題点	- 27 -
(2) その対策	- 27 -
(3) 計 画	- 27 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 27 -
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	- 28 -
(1) 現状と問題点	- 28 -
ア. 国 道	- 28 -
イ. 県 道	- 28 -
ウ. 町 道	- 28 -
エ. 農 道	- 28 -
オ. 街 路	- 28 -
カ. 港 湾	- 28 -

キ. 町管理港	- 28 -
ク. 航 路	- 29 -
ケ. 交通対策	- 29 -
(2) その対策	- 29 -
ア. 国道及び県道	- 29 -
イ. 町 道	- 29 -
ウ. 農 道	- 29 -
エ. 街 路	- 29 -
オ. 港 湾	- 29 -
カ. 町管理港	- 30 -
キ. 航 路	- 30 -
ク. 交通対策	- 30 -
(3) 計 画	- 30 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 31 -
6. 生活環境の整備	- 32 -
(1) 現況と問題点	- 32 -
ア. 水 道	- 32 -
イ. 生活排水対策	- 32 -
ウ. 廃棄物処理	- 32 -
エ. 火葬場	- 32 -
オ. 消 防	- 33 -
カ. 住 宅	- 33 -
キ. 自然環境保全対策	- 33 -
(2) その対策	- 33 -
ア. 水 道	- 33 -
イ. 生活排水対策	- 33 -
ウ. 廃棄物処理	- 33 -
エ. 火葬場	- 34 -
オ. 消 防	- 34 -
カ. 住 宅	- 34 -
(3) 計 画	- 35 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 36 -
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	- 37 -
(1) 現況と問題点	- 37 -
ア. 安心して子供を産み育てられる支援の強化	- 37 -

イ. 地域が支える高齢者福祉の充実.....	- 37 -
ウ. 地域で安心して暮らせる障がい・社会福祉の充実.....	- 38 -
エ. 生涯を通じた健康づくりの推進.....	- 38 -
(2) その対策.....	- 38 -
ア. 安心して子供を産み育てられる支援の強化.....	- 38 -
1. 保育サービスの充実.....	- 38 -
2. 子育て家庭への支援.....	- 38 -
3. 多様な子育て支援.....	- 39 -
イ. 地域が支える高齢者福祉の充実.....	- 39 -
1. 健康づくりと自立支援, 介護予防・生活支援の推進.....	- 39 -
2. 高齢者の尊厳を守るまちづくり.....	- 39 -
3. 高齢者を支える仕組みと体制づくり.....	- 39 -
4. 高齢者サービスの充実.....	- 39 -
5. 介護保険サービスの基盤整備.....	- 39 -
ウ. 地域で安心して暮らせる障がい・社会福祉の充実.....	- 40 -
1. 障がい者(児)福祉の充実.....	- 40 -
2. 高齢者の尊厳を理念としたまちづくり.....	- 40 -
エ. 生涯を通じた健康づくりの推進.....	- 40 -
1. 健康づくり推進事業.....	- 40 -
2. 母子保健推進事業.....	- 40 -
3. 感染症予防事業.....	- 40 -
(3) 計 画.....	- 41 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	- 42 -
8. 医療の確保.....	- 43 -
(1) 現状と問題点.....	- 43 -
(2) その対策.....	- 43 -
(3) 計 画.....	- 43 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	- 43 -
9. 教育の振興.....	- 44 -
(1) 現状と問題点.....	- 44 -
ア. 学校教育.....	- 44 -
1. 児童生徒数・学級数(令和2年5月1日現在).....	- 45 -
2. 児童・生徒数の推移(5月1日現在).....	- 46 -
イ. 社会教育の充実.....	- 49 -
(2) その対策.....	- 49 -

ア. 学校教育	- 49 -
1. 確かな学力の定着	- 49 -
2. 生徒指導の充実	- 49 -
3. 開かれた学校づくり	- 50 -
4. 教育環境の整備・充実	- 50 -
イ. 社会教育	- 50 -
1. 生涯学習機会の充実	- 50 -
2. 社会教育団体の育成と支援	- 50 -
3. 青少年の健全育成	- 50 -
4. 社会教育施設の充実	- 50 -
(3) 計 画	- 51 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 52 -
10. 集落の整備	- 53 -
(1) 現状と問題点	- 53 -
(2) その対策	- 53 -
(3) 計 画	- 53 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 53 -
11. 地域文化の振興等	- 54 -
(1) 現状と問題点	- 54 -
(2) その対策	- 54 -
(3) 計 画	- 54 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 55 -
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	- 56 -
(1) 現状と問題点	- 56 -
(2) その対策	- 56 -
(3) 計 画	- 56 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 56 -
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	- 57 -

(1) 現状と問題点	- 57 -
(2) その対策	- 57 -
(3) 計 画	- 57 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 57 -
1 4. 事業計画（令和3年～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分 ..	- 58 -

1. 基本的事項

(1) 南種子町の概況

ア. 町の自然的, 歴史的, 社会的, 経済的諸条件の概要

○ 町の沿革

本町では, 県史跡横峯遺跡において旧石器時代の「礫群」が発見されており, 約3万年の昔から我々の祖先は, この地で生活していたことが明らかとなった。

また, 国史跡広田遺跡の発掘によって, 約1700年前には, 美しく加工された貝製品で身を装う独特の文化がこの地で花開いたことが明らかとなり, その貝製品は, 国の重要文化財の指定を受けた。

古代には, 種子島は律令国家の支配下に置かれ, 国府が設置された。中世になると, 種子島氏が種子島を治め, 戦国期には, 門倉岬に明国船が漂着したことをきっかけに, 我が国に鉄砲が伝来し, 戦場における新兵器として勝敗の行方を左右した。

中世末から近世にかけては, 各地域に今に伝わる民俗芸能が誕生した。維新後の明治12年, 島間村・西之村・坂井村の三村連合役場が島間におかれ, 民選戸長として日高亮助氏, 平山村・荃永村・中之村連合役場が荃永におかれ, 戸長として日高長蔵氏を選任, それぞれ数名の事務員をおき, 村政が行われた。

明治14年, 坂井村が野間村役場(現中種子町)の管轄となり, 島間村役場が廃止され, 荃永村役場の管轄となり官選戸長は, 田中十太郎氏に代わった。

明治22年, 町村制実施により初代村長に日高亮助氏が就任した。その後, 大正12年5月に役場は上中に移転し, 昭和31年10月町制を施行し, 現在に至っている。

○ 自然的条件

本町は, 種子島の南端に位置し極東東経 130° 59′ (荃永, 吉信岬), 極西東経 130° 50′ (島間岬) 極南北緯 30° 20′ (門倉岬), 極北北緯 30° 28′ (小平山, 谷切川) の地点にある。東西南の三方が海に面し, 北は中種子町を境に東西 10.8km, 南北 12km, 海岸線の延長 43km で鹿児島までは, 海上 153 km あり, 総面積 110.36km² である。

地形は, 起伏の多い丘陵地で中央台地は, 海拔 200m 程度で極めてゆるい傾斜で畑地が多い。中央台地を中心にして, 東海岸に大浦川・阿武鋤川・宮瀬川・郡川・鹿鳴川などかなり大きな河川がそそぎ, 河川流域の低地には沖積水田が開けている。西海岸には大川川・島間川・その他小規模河川があるが水田は少なく, 海岸線近くまで山地が迫っており丘陵部分から中央にかけて畑地が開けている。

地質は, 中央から西部にかけては, 最も年代の古い古代三紀層(真岩・砂岩)が基盤となり, その上部は火山灰の堆積層があるが, 水田・畑地とも土壌は肥沃とはいえ生産性は低い。夏季は, 台風の常襲地帯で年数回襲来し, 冬季は北西の季節風が強い。

年間総降水量は約 3,000mm, 日照時間 1,925 時間, 年間平均気温 18.9℃, 降霜は 3~4 回程度見られるが, 年間を通じて暖かく, 高温多雨の亜熱帯気候である。

○ 社会的・経済的条件

本町の産業別町内総生産構成は, 平成 30 年度で, 第一次産業が 7.7%, 第二次産業が 16.7%, 第三次産業が 75.0% であり, 第三次産業が 7 割を占める状況が続いて

いる。

平成30年度市町村民所得推計による本町の一人当たり町民所得は2,593千円であり、県民所得 2,509千円、国民所得 3,198千円で、町民所得は県民所得を上回ったものの国民所得との差は依然として大きい。

A. 第一次産業

本町の基幹産業である農業は、温暖な気候を生かして、さとうきび・早期水稲・甘しょを中心に、花卉・野菜・畜産等の土地利用型複合経営が主体である。近年町内の畑作地帯で、青果用さつまいもの面積が拡大される反面、でん粉用さつまいもの面積が減少している。水田においては、国の農業政策の見直し以降、主食用米の作付が減少し、飼料米の作付が増加している。また、農業従事者の高齢化と農業後継者の減少に伴い、農家戸数及び農業従事者は減少し、耕作放棄地は増加傾向にある。このため、農家・関係機関・団体が一体となって諸般の施策を積極的に推進し、農業の振興を図る必要がある。

林業は、人工林における10齢級以上の森林が増加しており、利用可能な資源が着実に充実しつつある一方、不在村森林所有者の増加、木材価格の低迷等による経営意欲の低下、林業労働者不足などから依然として厳しい林業経営環境にある。町森林整備計画に基づく効率的な森林整備や木材の島外移出等の利用促進、特用林産物の産地化に向けた取り組みが必要である。

漁業を取り巻く環境も、水産資源の大幅な減少・魚価低迷・漁業従事者の高齢化等で依然として厳しい状況にある。このため、漁協と連携し、漁場環境の改善・保全のための取組や、魚礁設置等の推進、人工種苗の中間育成に係る施設整備等、つくり育てる漁業の推進に取り組む必要がある。

B. 第二次産業

先行き不透明な経済状況により民間投資、公共事業等が減少し建設業の経営が不安定となっている。企業立地についても、厳しい条件下にあるが、宇宙関連産業等を中心に企業立地対策を講じる必要がある。

C. 第三次産業

本町の商工業は、家族的な小規模経営で自己資金に乏しく店舗などの設備整備が困難な零細規模の事業者が多い。また、高齢化の波におされ、空店舗等も見られる一方で近隣市町に大型店が開店し消費の町外流出が課題となっている。観光事業では、種子島の主要観光地を有し観光の中心的役割を担っているが、近年の観光ニーズに即した観光地整備が必要である。

イ. 市町村における過疎の状況

○ 人口等の動向

本町の人口は、昭和35年の12,566人をピークに年々減少が続いている。

平成2年までの30年間では4,894人で38.9%の減少となっている。これはわが国の社会経済の発展過程に見られた都市圏への人口集中、都市部と農村部の様々な格差拡大、少子化の進行が原因と考えられる。その後、平成2年から平成17年までは921人12.0%の減、平成17年から平成27年までは1,006人14.9%の減と人口減少に歯止めがかからず、減少割合が上昇傾向にある。また、人口の減少に加え、少子高齢化の進行が著しく、昭和35年当時の若年者比率20.4%・65歳以上比率5.3%から、平成27年では若年者比率8.1%・65歳以上比率33.1%となっている。今後も、人口の減少及び少子高齢化は進行していくことが予想される。

○ これまでの過疎法に基づくものも含めた対策、現在の課題

これまでの過疎法により、昭和46年より令和2年度まで基本方針を定め、交通通信体系の整備、教育文化施設の整備、生活環境施設及び厚生施設等の整備、医療の確保、産業の振興、集落等の整備のため事業を実施してきた。

地方圏では、我が国の高度経済成長のなかで地域を支える力となる若年層の人口流出等により、過疎化が進行し地域活力が失われてきた。特に離島にあってはこの現象は著しく、何よりもまず受け皿となる魅力ある就業の場を確保しなければならず、地域特性を活かした多面的な産業振興策を講じることを重要課題として取り組んできた。

道路整備は8校区への主要幹線は整備完了し、全体的にも改良率90.1%（令和元年3月末）と着実に整備されてきた。

交通確保対策として、高校再編に伴う高校生の通学確保と交通弱者への対策として平成22年3月よりコミュニティバスの運行を実施している。今後、利便性向上と持続可能な公共交通体系を構築していく必要がある。

本町の基幹産業である農業は、基盤整備・近代化施設等の整備により近代化農業への展開を見せているが、後継者不足により耕作放棄地がみられることから、更なる農業生産基盤の整備等により農用地の効率的な利用と生産性の向上を図る必要がある。

漁業は沿岸漁業を中心に行われているが、資源が減少傾向にあり生産が低下してきているため、増殖機能の拡充、人工種苗の中間育成に係る施設整備等を図り、つくり育てる漁場の基礎づくりを確立することが必要である。

漁港や港湾については、老朽化や被災に伴い、都度整備を実施してきた。今後は各漁港の利用状況や投資効果を考慮しながら、各漁港の有効利用と生産性を高めていくことが重要である。

地場産業の振興・企業誘致は、就労の場を確保するための対策として取り組みを行ってきたが、依然として企業立地は極めて困難な状況にある。

町立の小学校8校、中学校1校を有し、教育文化施設の整備は年次的に進められつつあるが、築後相当の年数が経過している施設がある。

社会体育施設等や集会施設等については、老朽化による修繕等が増加してきている。地域住民の交流の場として、また、社会参加活動等の場として重要であることから、定期的な修繕等により長寿命化を図る必要がある。

生活環境は逐次整備が進められてきた。水道事業については、平成26年度より簡易水道の統合を進め、平成31年4月より上水道へ移行した。今後は老朽管の年次的な更新や施設の更新、災害対策や耐震化を図り、安心・安全な水を安定的に供給できるように取り組む必要がある。

ごみ処理については、焼却施設と併せごみ分別・収集体制の充実に努めている。また、マテリアルリサイクル施設、管理型最終処分場が平成23年度に供用開始されてから10年目を迎えた。今後ごみの分別収集の徹底等により、廃棄物の適正な処理とごみの減量化を推進し、清掃センター等環境関連施設の延命化対策や適正な維持管理に取り組む必要がある。

保健医療は、昭和58年3月に町立の国保直営診療所を開設し、住民の保健医療に努めてきた。その後、平成2年4月町立病院として増床し、医療体制、施設整備の拡充を図り、更に、平成13年4月から隣接町との広域による経営を行い、平成16年4月からは公立種子島病院として新築開設し、地域の中核的医療機関としての機能を発揮している。

○ 過疎の今後の見通し

我が国の人口は、平成20年をピークとして人口減少局面に入っており、今後も急速に減少が進むことから、国は人口減少克服のため「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、各地域のそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会、魅力あふれる地方の創生の実現に向けて、国と地方が一体となり取り組むこととなった。

本町においても人口減少、少子高齢化の進行は深刻な状況にある。そのため、自然豊かかつ三方を海に囲まれた環境を生かした農林漁業の振興、我が国唯一の大型ロケット発射場を活用した観光や移住定住促進施策及び企業誘致の推進等、人口減少に歯止めをかける取組を今後も継続して実施していく必要がある。また、地域の「安心・安全」が守られ、地域に活力がみなぎり、多様な主体の参画のもと、安定した「行財政」が運営され、それらが相互に連携し合いながら効果的に機能する好循環の仕組みを構築し、実践していくことで、過疎地域にあっても持続的発展可能な町にしていくことが求められている。

ウ. 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等を踏まえた町の社会経済的発展の方向の概要

○ 産業振興のための基盤整備

町民の経済水準の向上を図り、若者が定着し活力ある地域社会を形成するためには、本町の特性を生かした各産業の積極的展開が必要不可欠である。

活力ある地域づくりのために、その土台である第一次産業振興の基盤整備に重点を置くとともに商工業、観光開発を促進し、企業誘致に取り組み就業の拡大と町民所得の向上を図る。

○ 生活環境の整備

社会生活の多様化・高度化の中で、町民がゆとりある生活を送るためには、良好な生活環境を確保することが必要である。このようなことから、町民がどの地域に住んでいても安心して、健康的な生活ができるよう保健衛生・教育文化及び社会福祉等の施設をはじめ、集落の生活関連施設の充実に努める。

○ 教育文化の振興

人づくりは、次代を担う子どもたちを健全に育てるとともに、社会全体の人間関係をよりよく形成する重要な事柄であり、本町においても、県及び地区教育行政の方針を踏まえ、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標としている。

学校教育においては、知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間形成を目標とする。

社会教育においては、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間の育成を目標とする。

そのために、指導者の育成、公民館活動、家庭教育の充実に努め、各施設設備の充実、よりよい教育環境の整備を促進する。

また、郷土の歴史の中で生まれ育ち、受け継がれてきた文化財を保存し、活用・継承の推進を図る。

○ 行財政の確立

町財政は、今後も引き続き厳しい状況が続くことが予想される一方で、少子化対策の充実、定住人口の確保、交流人口の拡大政策など今後、町が一層力を注がねばならない行政需要は確実に増加している。

このような中で、適正かつ合理的な行政推進に努めるとともに、財政構造の健全性を確保するための的確な財政運営を図る。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア. 人口の推移

本町の人口は、昭和35年（国調）12,566人をピークにして、昭和50年（国調）9,039人と大きく減少した。これは高度経済成長期を中心に大都市圏への人口流出が大きく影響しているものと考えられる。

その後、平成2年（国調）には7,672人、平成17年（国調）6,751人、平成27年（国調）5,745人と減少が続いており、近年では未婚化・晩婚化・晩産化もあり少子高齢化に拍車がかかっている。特に65才以上の人口の占める割合は昭和35年に5.3%から平成27年33.1%へ増加しており、超高齢社会を迎えている。

また、女性人口に占める25歳から39歳の割合は、平成2年で約22%であったが、平成27年で約14%、令和27年には約10%と予想され、男性人口に占める25歳から44歳の割合は、平成2年で約28%であったが、平成27年で約20%、令和27年には約13%と予想されており、子育て世代や若者の減少が顕著となっている。

イ. 産業構造の推移

就業人口は、町の人口と比例して減少が続いている。

また、産業別就業人口比率は昭和35年度には、第一次産業が80%近くを占めていたが、年々減少し、平成27年度では30%まで減少してきている。また反比例するように昭和35年度には15%程度だった第3次産業が平成27年度には60%近くを占める状況となっている。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 12,566	人 9,039	% △ 28.1	人 7,672	% △ 15.1	人 6,751	% △ 12.0	人 5,745	% △ 14.9	
0歳～14歳	5,382	2,705	△ 49.7	1,671	△ 38.2	1,018	△ 39.1	766	△ 24.8	
15歳～64歳	6,523	5,362	△ 17.8	4,759	△ 11.2	3,778	△ 20.6	3,074	△ 18.6	
うち15歳～ 29歳(a)	2,565	1,619	△ 36.9	1,034	△ 36.1	837	△ 19.1	468	△ 44.1	
65歳以上(b)	661	972	47.0	1241	27.7	1955	57.5	1899	△ 2.9	
(a)/総数 若年者比率	% 20.4	% 17.9	—	% 13.5	—	% 12.4	—	% 8.1	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 5.3	% 10.8	—	% 16.2	—	% 29	—	% 33.1	—	

表1-1(2) 人口の見通し（人口ビジョン）

	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
平成22年	6,218	859	3,451	1,908
平成27年	5,779	766	3,074	1,899
令和2年	5,236	697	2,621	1,918
令和7年	4,754	637	2,181	1,936
令和12年	4,286	550	1,826	1,910
令和17年	3,837	460	1,611	1,766
令和22年	3,395	384	1,375	1,636
令和27年	2,962	320	1,159	1,483
平成22年→令和27年	△ 3,256	△ 539	△ 2,292	△ 425

表1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,023	人 4,128	% △31.5	人 3,988	% △3.4	人 3,743	% △6.1	人 3,297	% △11.9	
第一次産業 就業人口比率	% 79.2	% 50.1	—	% 36.9	—	% 31.1	—	% 30.1	—	
第二次産業 就業人口比率	% 5.5	% 14.9	—	% 18.5	—	% 13.8	—	% 11.6	—	
第三次産業 就業人口比率	% 15.2	% 35.0	—	% 44.6	—	% 55.1	—	% 58.3	—	

(3) 町行財政の状況

ア. 行 政

本町の行政機構は組織機構図のとおりであるが、時代に即応するため機構改革を進めてきた。行政の末端組織として大字8地区と各集落に各1名の町政連絡員を委嘱し、末端行政の円滑な運営を図っている。また、自立・自興、参加と連帯によるまちづくりを目指し、農協・漁協・商工会・青年団・女性団体等あらゆる組織団体との連携協調を図りながら行政推進に努めている。

広域行政は、熊毛圏域1市3町で構成されているが、種子島・屋久島が離島であり圏域の一体的事業推進は困難な面が多い。現在実施している事業は、ネットワーク道路網の整備、し尿処理、消防等が主なものである。ごみ処理、介護保険については、単独による事業推進を行っている。今後行財政の効率化とともに圏域の総合的発展を図るため、広域行政を促進しなければならない。

イ. 財 政

○ 財政規模の推移

本町の令和元年度の標準財政規模は、3,367,243千円である。自主財源は24.0%と低く、依存財源が大部分を占めている。地方債残高（令和元年度末）は約63億円であり、近年、観光物産館や文化財収蔵展示施設、学校校舎建設事業等の大型ハード事業が続いたことから上昇傾向にあり、大きな財政負担となっている。

○ 歳入の状況

自主財源の根幹である町税は横ばい傾向にある。令和元年度については、福祉事務所の設置等により地方交付税が増額となった。また、学校校舎建設事業により国県支出金も増額となったが、いずれも依存財源であり、自主財源に乏しく、本町の財源は依然として厳しい状況にある。

○ 歳出の状況

限られた財源で経常経費の抑制を図りながら、インフラ整備に取り組んでいる。今後も社会保障費等の増により一段と厳しくなると見込まれる。

○ 経常収支の状況

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は94.9%と高くなっており、これは、公債費及び臨時職員の増加に伴う物件費の増加が要因と考えられる。尚一層の経常経費の節減に努める必要がある。

ウ. 主要公共施設の整備状況

主要公共施設の整備水準は、表1-2(2)のとおりである。道路改良率・道路舗装率については、各種計画等に基づき年次的な整備を行っており、平成22年と比べ改良率・舗装率ともに微増となっている。水道普及率は既に100%になっており、水洗化率は合併処理浄化槽の普及等により平成22年と比べ約34%の増と水洗化が進んでいる。

表 1 - 2 (1) 市町村財政の状況

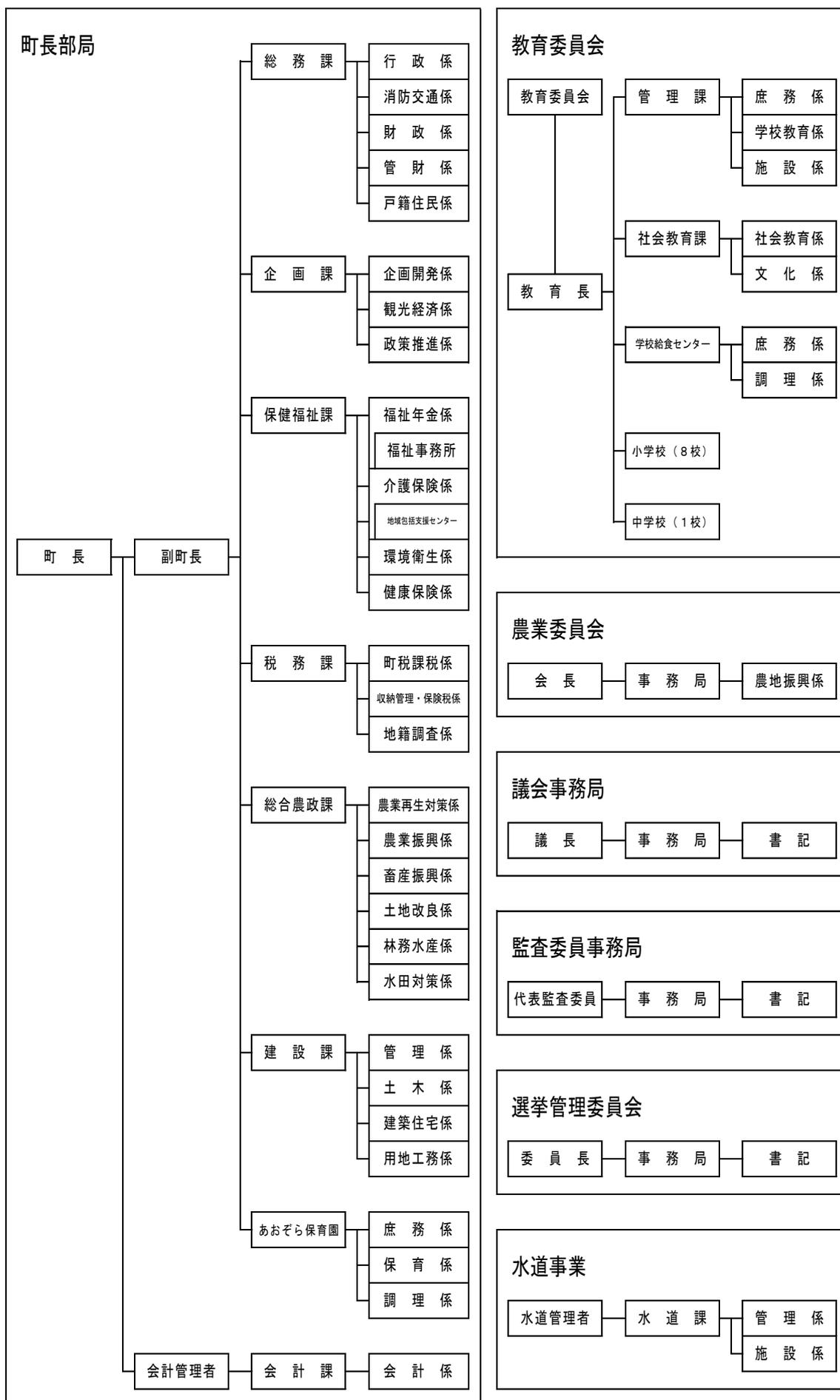
(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	6,100,225	4,956,171	5,757,166
一般財源	3,259,364	3,301,404	3,405,046
国庫支出金	780,881	426,021	735,153
都道府県支出金	398,378	315,746	352,265
地方債	1,359,800	508,623	679,492
うち過疎債	210,600	221,200	417,200
その他	301,802	404,377	585,210
歳出総額 B	6,043,077	4,897,628	5,695,950
義務的経費	1,920,637	2,147,591	2,253,716
投資的経費	2,257,111	414,616	593,025
うち普通建設事業	2,077,082	297,610	550,508
その他	1,524,480	1,969,402	2,233,970
過疎対策事業費	340,849	366,019	615,239
歳入歳出差引額 C (A - B)	57,148	58,543	61,216
翌年度に繰越すべき財源 D	4,000	14,192	15,301
実質収支 C - D	53,148	44,351	45,915
財政力指数	0.26	0.25	0.26
公債費負担比率	17.9	19.1	18.2
実質公債費比率	10.6	11.7	12.2
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	90.8	91.4	94.9
将来負担比率	42.8	66.8	36.3
地方債現在高	6,334,769	6,564,419	6,319,469

表 1 - 2 (2) 主要公共施設の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	34.4	74.3	86.6	89.3	90.1
舗装率 (%)	30.4	72.5	87.2	90.1	91.7
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	183,460	188,744
耕地1ha当たり農道延長 (m)	72	53.4	99.3	—	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	1,608	1,608
林道1ha当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	—
水道普及率 (%)	64	78	95.8	98.5	100
水洗化率 (%)	6.24	22.55	22.39	51.29	85.43
人口千人当たり病院, 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	0.18
	—	4	8	8	—

南種子町行政組織機構図



(4) 地域の持続的発展の基本方針

現在、我が国は、人口減少、少子高齢化とそれに伴う生産年齢人口の減少、都市部への人口集中が進んでおり、加えてインフラの老朽化や社会保障費等の増大等、様々な問題を抱えている。

このような状況に鑑み、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取り組みといった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、取り組むことが重要である。そこで本町では、自然的・社会的特性が充分活かされるよう、第六次長期振興計画を基本とし、「第2期 トライタウン 南種子町 宇宙・歴史・文化の町 総合戦略」等の各種計画との関連に留意しながら、持続可能で住民が住み続けたいと思える町を目指していく。

基本理念

- 【安心・安全】互いに支え合い、安心・安全な暮らしを充実します。
- 【活力】培った地域の活力から、更なる魅力を創造します。
- 【共生】人と地域が活躍する、共生・協働のまちづくりを進めます。
- 【行財政】効果的・効率的な行財政運営を推進します。

これらの基本理念を踏まえ、本町の目指す将来像を次のように設定する。

本町の目指す将来像

「みんなでつくろう 夢・希望・感動あふれるまち みなみたね」

将来の姿

【安心・安全】

保健・医療を中心とした暮らしに対する不安が軽減され、豊かな自然や快適な環境の中で誰もが支え合いながら安心して暮らしています。

【活力】

子どもや若者が健やかに成長し、豊かな心、確かな学力が育まれています。先人が築き上げた歴史や文化が継承され、誰もがお互いを思いやり、生きがいを持って生活しています。

【共生】

日ごろの暮らしの中で、お互いの助け合いの輪が広がり、町民と町が共に力を合わせ、それぞれの地域の課題解決に向けた活動が行われています。

【行財政】

町民に分かりやすく、簡素で効率的な行政運営、健全で安定した財政運営が行われています。

まちづくりの基本理念に基づく将来像の実現に向けて、基本方針を次のように設定する。

基本方針

- 1 健やかに生き生きとくらせるまちづくり（健康・福祉）
- 2 快適で魅力的な住み続けたいまちづくり（生活環境）
- 3 地域の豊かな個性で活力を生み出すまちづくり（産業振興）
- 4 安全性と利便性の質を高めるまちづくり（社会基盤）
- 5 次世代を担う人と文化を育むまちづくり（教育文化）
- 6 町民みんなで考え、行動するまちづくり（地域経営）

(5) 地域の持続的発展の基本目標

上述の基本方針に基づき、南種子町の持続的発展に関する目標として「南種子町人口ビジョン」をもとに「人口に関する目標」を以下のとおり設定する。

「人口に関する目標」

① 合計特殊出生率

平成20年から24年時点の合計特殊出生率2.03を令和12年に2.2、2040年に2.3を目指す。

② 女性人口に占める20歳から39歳の割合

平成27年時点で約14%、令和27年には約10%と予想されている女性人口に占める20歳から39歳の割合について15%を目指す。

③ 男性人口に占める25歳から44歳の割合

平成27年時点で約20%、令和27年には約13%と予想されている男性人口に占める25歳から44歳の割合について18%を目指す。

計画期間内の目標値

目標種別	合計特殊出生率	② 女性人口に占める20歳から39歳の割合	③ 男性人口に占める25歳から44歳の割合
目標値	2.15	15%	18%

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、設定した目標（指標）の達成度を1年ごとに事後評価することとする。評価した結果については、議会へ報告するとともに町ウェブサイト等で公表する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に基づく公共施設等の整備、管理については、「南種子町公共施設等総合管理計画」に定める公共施設等の管理に関する基本的な考え方との整合を図り、実

施するものとする。

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

ア. 点検・診断等の実施方針

公共施設の安全確保や効率的かつ効果的な維持管理・更新等の方向性や整備の優先度を検討する上で、公共施設等の点検・診断を的確に行うことが重要となる。施設管理者による日常点検、法令等に基づく定期点検、災害や事故発生時に行う緊急点検の種類の点検結果の一元管理を行い、点検履歴、修繕履歴の蓄積を行うことを目的とする施設管理データベースを構築する。

その施設管理データベースに蓄積した情報を今後の総合管理計画の見直しの際に反映して計画の充実を図ると同時に、各施設管理者における維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策に関する情報共有を図る。

イ. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理体制の整備だけでなく、施設の点検等における各施設の状態を把握したうえで、これまでの「事後保全型管理」のみの維持管理から、点検・診断実施結果から各施設分類など個々の施設の状況に応じて「予防保全型管理」と「状態監視 保全型管理」と「事後保全型管理」の3つに分類し、財政的、物理的な条件を加味した計画的な維持管理により、各施設の長寿命化とともに各年度の財政的な負担の平準化を目指す。

点検・診断実施の検討段階においては、その施設の必要性、対策の内容や時期を検討し、社会情勢や町民の要望等から、その施設に必要性があると判断される場合は、更新などの機会を捉えながら質的な向上や現在求められる機能への変更、用途変更等を図る。また必要性が無い、もしくは低いとされたものについては、用途廃止や除却、他施設への複合化や集約を検討していくものとする。

公共施設等に関する保全のための情報をデータ化し、データの活用、継続性、統一性、効果性を高めていき、情報を一元的に管理し、年度により大きく変動する公共施設等の改修や更新に要する費用を施設の選択と集中、かつ優先順位を定め、各年度の予算の平準化に努め、将来の施設の維持・更新に活用するほか、社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう適宣計画を見直し、PDCAサイクルを循環していくものとする。

ウ. 安全確保の実施方針

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努める。さらに災害時に防災拠点や避難所となる建物系施設もあるため、点検の結果をデータベース化し、危険が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえた上で計画的な改修、解体、除却の検討を行った上で速やかに対応する。

また、老朽化等により供用廃止された施設や今後とも利用する見込みが無い施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除却するなどの対策を講じ、安全性の確保を図る。

エ. 耐震化の実施方針

旧耐震基準によって建設され、かつ耐震補強が終わっていない施設が存在するた

め、施設の安全性の確保を再優先にして耐震化もしくは施設更新による安全性の確保を図る。

オ. 長寿命化の実施方針

公共施設の長寿命化と維持管理コストの縮減及び計画的な支出による財政の平準化を目指し、公共施設の保全にあたっては、従来行ってきた事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に順次移行する。

カ. 統合や廃止の推進方針

施設評価に基づいて、維持継続、更新検討、利用検討、用途廃止などの取組みを進め、保有総量の縮減を図る。

公共施設の更新を行う場合には単一機能での施設の建替えではなく、機能の集約・複合化を行う内容で更新することを基本とする。その際には、今後の財政的負担の状況も勘案しながら、各施設が提供するサービスの維持すべき内容やレベルについて検討し、施設の機能水準の見直しを行うものとする。

また、それぞれの施設が持つ機能の必要性について、行政サービスとしての役割を終えていないのか、民間等の施設によって代替可能な機能ではないのか等の検討を行い、その機能が不要と判断したものについては、他の機能による有効活用や除却を行う。施設の性質上、廃止ができない施設については、機能の維持を前提として規模の適正化を検討する。

除却を行う場合の跡地については、売却を含めた有効活用を推進する。

キ. 管理体制の構築方針

総合的かつ計画的な公共施設の管理を実現するため、公共建築物及びインフラ施設に関する所管課の担当職員の技術研修、適正管理に必要な体制を検討、構築する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

平成26年度にまち・ひと・しごと創生本部が設置され、本町においても平成27年12月に「トライタウン 南種子町 宇宙・歴史・文化の町 総合戦略」を、令和2年3月に「第2期 トライタウン 南種子町 宇宙・歴史・文化の町 総合戦略」を策定し、安定した雇用の創出や交流・移住・定住の促進等の取組を進めてきた。

ア. 移住・定住

働き方の多様化により都市圏から地方へ移住の流れは加速している。本町においてもこれまでのUIJターン者に加え、家族留学等を通じての移住希望者が増加してきている。

本町の転入数・転出数は、平成19年以降は転出超過となっており「社会減」が続いていたが、平成29年は10年ぶりに転入数が転出数を上回り、47人の社会増、平成30年についても1人の社会増となった。しかし、住宅の確保等の移住環境の整備が追い付いておらず、更なる移住者支援の充実が求められている。

イ. 地域間交流

人口減少に歯止めがかからず、現状の定住人口を維持していくことは今後も厳しいことが予想される。そのため、交流人口の増加による地域活性化の取組が必要である。

ウ. 人材育成

人口減少等により地域の次世代を担う人材の不足や価値観や生活様式の多様化・高度化による地域活動への参加意識の希薄化が懸念される。受け皿となる雇用創出のための取組や地域住民の地域への「参画」を促すこと等、地域住民の人材育成をすることが必要である。

(2) その対策

ア. 移住・定住

1. 空き家の有効活用による移住・定住促進

- 個人で改修することが難しく放置されている空き家を町が借り受け、改修し、移住・定住希望者に貸し出す。
- 町内の空き家情報を一元管理するため空き家台帳の整備を行い、提供可能な空き家を把握し、空き家利用希望者への情報提供の充実に取り組む。

2. 移住・定住支援の充実

- 本町に移住若しくは定住を希望する方等に対し、暮らしやすい住宅環境を整備する為の補助を行う。
- 離島での暮らしに関心のある人を対象に移住サポート・婚活イベントを実施する。

イ. 地域間交流

教育旅行等の誘致活動を積極的に行うとともに、グリーン・ツーリズム（民泊）

について町民への理解や周知を図り、受入家庭の増加に努める。また、種子島ロケットコンテストへの運営サポート充実や地元住民や打ち上げ関係者との交流の場の設定等、滞在型活動の充実を促進し、交流人口の増加を図る。

ウ. 人材育成

次世代を担う新たな青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来の農業経営を明らかにし、新たな担い手を発掘する。

(3) 計 画

事 業 計 画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住定住促進補助	町	移住定住を促進する事業であり、町の持続的発展に寄与する。
		結婚祝金	町	
		南種子定住促進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に基づく公共施設等の整備、管理については、「南種子町公共施設等総合管理計画」に定める公共施設等の管理に関する基本的な考え方との整合を図り、実施するものとする。

3. 産業の振興

(1) 現状と問題点

ア. 農業

農業を取り巻く環境は、近年社会経済情勢が目まぐるしく変化する中で、農産物の価格低迷や生産資材等の値上がり、産地間競争、国際交渉の行方、農業構造の脆弱化など依然として厳しい状況にある。

1. 農家戸数と農業後継者の減少

農業を取り巻く厳しい状況が続くなか、農業従事者の高齢化と農業後継者の減少に伴い農家戸数及び農業従事者は減少傾向にある。今後、経営感覚に優れた多様な担い手や若年層を中心とした新規就農者など、農業後継者の育成・確保が必要である。

2. 総耕地面積及び経営耕地面積の減少と耕地利用率の低下

経営耕地面積は、総耕地面積の約82%である。また、遊休農地が47haと増加傾向にあり、耕地利用率は、年々低下している。大型機械による農業労働力削減を目的とした水田など圃場条件整備と収益性の高い作物の普及、輪作体系の確立・定着が必要である。

3. 農業粗生産額及び生産農業所得の推移

本町の農業粗生産額は、ここ数年横ばい傾向にある。

町内農家における小規模高齢農家などの割合が増加傾向にある中、労力に見合った収益性の高い作物への転換や水田の高度利用の推進と、集落営農組織の育成などを進め、農業所得向上を図る必要がある。

4. 主要作目の低単収

主要作物の単収低下は、地力の低下、優良種苗の不足、栽培管理技術などに起因するものが多い。今後、生産技術の向上や健全な優良種苗の供給体制の整備、地力増強と労力不足解消対策などを進めていく必要がある。

5. 多様化する消費者ニーズへの対応と販売対策

産地間競争が激化する中、生産工程管理認証制度（K-GAP、J-GAP）や観光物産館の活用により、安心・安全な農産物の供給、並びに有機栽培の取組等による農産物のイメージアップと販路開拓による消費拡大や、新たな地域資源の掘り起こしなどによる産地づくりを進め、所得向上を図る必要がある。

6. 都市と農村の交流促進

全国に誇れる地域農産物や恵まれた自然環境（景勝地、遺跡等）などを生かして、今後、さらに都市と農村の交流促進を進め、地域農産物のPRと農業の活性化を図る必要がある。

7. 農業生産基盤整備の状況

高齢化と過疎化の進む地域では、農業労働力の減少により未整備地区において農用地の荒廃化が進み、認定農業者や新規就農者への農地の流動化に支障をきたしている。また、既存の農業用水施設や農作業道路については、老朽化による漏水対策や長寿命化のための保全対策を図る必要がある。

8. 畜産振興の推進

本町の畜産は、農業の基幹部門として着実に進展し、台風等の自然災害に左右されない作目として定着してきた。今後も畜産生産基盤維持・拡大を図るため、町キャトルセンターの活用や畜産公共事業等の活用により、畜産農家の規模拡大や収益能力の向上を進めるとともに、家畜衛生対策の強化による安心・安全な畜産物の供給に努め、家畜の損耗防止による生産性の向上を図る必要がある。また、堆肥センターを活用し、家畜排せつ物の適正な処理を行い、耕種農家と連携し利用促進を図るとともに、畜産及び畜産物に対する消費者の理解促進による地域住民とふれあい共生する畜産経営の確立を図る必要がある。

イ. 林業

本町の林野面積は6,125haで、そのうち国有林が1,440haで23.5%、民有林が4,685haで76.5%、人工林率28.4%となっている。

人工林における10齢級（46年生）以上の森林が増加しており、利用可能な資源が着実に充実しつつある。

しかし、不在村森林所有者の増加、木材価格の低迷等による経営意欲の低下、林業労働力不足などから、厳しい林業経営環境にある。

そのため、効率的な森林整備を図るため森林経営の集約化を図るとともに、自然的条件などが悪い人工林は天然林への転換を図るなど、町森林整備計画に基づき、森林のもつ公益的機能を確保する必要がある。また、森林資源の循環利用を促進するため、採算性が高く経済的な活用が見込まれる人工林の伐採跡地においては、再造林を推進する必要がある。

木材利用については、島内消費に限度があることから、島外移出も含めあらゆる方面での利用促進を図る必要がある。

ウ. 水産業

本町は三方を海に囲まれ、沿岸には天然のそねが多く、黒潮の影響を受けて好漁場が多数あることから、沿岸漁業を中心とした水産業振興が図られてきている。

しかし、今日では、いそ焼け等による沿岸海域の資源減少、魚価の低迷、漁業従事者の後継者不足による減少など、大変厳しい状況にあり、今後は、漁協と連携し、漁場環境の改善・保全のための取組や魚礁設置などの増殖機能の拡充、人工種苗の中間育成に係る施設整備等、つくり育てる漁業を推進に取り組む必要がある。

漁港については、町の管理漁港は6港で漁港施設の老朽化や港内への砂れきのたい積など、維持管理上、整備が必要な漁港が存在するが、近年の漁業従事者の減少とともに各漁港の利用状況にも変化が生じてきている。

今後は、各漁港の利用状況や投資効果を考えながら、各漁港の有効利用と生産性を高めていくことが重要な課題となっている。

エ. 商工業

先行き不透明な経済状況の中で、雇用の場を確保するため、事業者に対して、各種制度・施策を有効に活用するなど、体質強化や育成・支援を図る必要がある。

中心市街地を始め各地域の商店については、地元購買者の町外への流出、来客数や店舗数の減少など厳しい状況にあることから、それぞれの地域の特性を踏まえ、購買者の町外への流出を抑制し、地域のコミュニティや生活を支える役割を生かして充実していく取組を進める必要がある。

また、今後も安定した衛星打ち上げにより、技術者・関係者等の来島が見込まれ、「宇宙のまち」としての商店街づくりや観光客などに対する「おもてなし」の強化が求められている。

工業においても、基盤が脆弱であり経営基盤の強化と後継者育成を図る必要がある。

オ. 企業誘致

本町は、離島という地理的要因もあり、企業の立地は厳しい状況にあるが、テレワークの浸透等により依然と比べ、企業誘致の流れは少しずつ増えてきている。

また、美しい自然環境や豊かな農林水産資源や種子島宇宙センターなど、多様な地域資源に恵まれており、今後、個性ある地域として発展する可能性を有している。

カ. 観光・レクリエーション

本町は、種子島宇宙センターや鉄砲伝来の地、国史跡広田遺跡等を始めとする、種子島でも特に観光資源を多く有する町である。今後もロケット打ち上げの安定的な計画が見込まれることから、技術者・関係者等多くの観光客の入込が見込まれる。

また、島内の入込客数は平成19年度をピークに近年は横ばいの傾向にあることから、観光客のニーズに即した南種子町らしい観光地づくりや積極的な観光客の誘致、受け入れ態勢の充実を図ることが課題となっている。

物産ビジネスにおいては、産地間競争が激化する中、観光物産館の活用により、安心・安全な特産品等の供給につとめ生産者の所得向上を図る必要がある。

キ. 宇宙開発の推進と町の基本姿勢

宇宙開発利用を取り巻く国内外の環境は、大きく変化してきている。我が国の宇宙政策は、学術の進歩や国民生活の向上及び人類社会の福祉を図り、あわせて産業技術の発展に寄与するとともに、進んで国際協力に資するものとなっている。

そうした中、宇宙活動法が施行されたことにより、海外や国内商用衛星の打ち上げなど宇宙産業の拡大・成長に向けた取組に、町民も大きな期待をしている。

本町は日本で2つしかないロケット射場の1つ「種子島宇宙センター」を有し、町民の誇りとされており、これまで宇宙に関する個々の取組が数多く行われているが、「宇宙」というほかにはない資源があるにも関わらず、町内外に対しての情報発信が弱く、更なる情報発信が必要とされている。

本町が将来にわたって地域活力を維持していくためには、町民や宇宙関連企業など様々な主力の力を結集し、国や県の施策とも連動しながら、国際化にも対応できるような宇宙の町としてのまちづくりに努める必要がある。

ク. 起業の促進

本町は地理的要因により企業誘致が厳しい環境にあり、起業支援を同時に推進する必要がある。地域の特性を生かした地域おこしグループ・NPO等による起業においては関係機関との連携のもと支援に努める必要がある。

(2) その対策

ア. 農業

1. 担い手確保・育成に係る施策

- 地域の中心となる経営体に位置付けられた担い手への各種施策の集中的・重点的实施。
- 家族農業経営の活性化や企業的な農業法人の育成等による多様な担い手の確保。
- 新たな担い手として農業経営に意欲ある企業の参入促進。
- サポートチーム等と連携した青年農業者に対する経営・技術サポート。
- 高齢者が生産活動や地域づくりに参画しやすい地域営農の仕組みの構築・実践の促進。
- 地域農業者の参加促進や農作業受託の仕組みの構築による集落営農の組織化・法人化。
- 地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動の支援。

2. 農地利用、基盤整備等に関する施策

- 農地中間管理事業等による担い手への農地の集積・集約化。
- 飼料用米・加工用米の生産拡大の促進。
- 農業用排水・圃場整備・農道等の農業基盤整備による優良農用地の確保、担い手農家への利用集積、農業生産性の向上。
- 農道保全対策による施設の長寿命化と通行の安全性確保。

3. 安全で安心な農畜産物の安定供給に関する施策

- 「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」等の推進及び認知度向上。

4. 生産振興、販売、流通等に関する施策

- 販売環境の変化等に対応できる産地体制の強化。
- 地理的表示保護制度の積極的活用による農畜産物の付加価値の更なる向上。
- 農畜産物を迅速に低コストで輸送する体制の確立と支援。
- キャトルセンターの活用による優良牛生産支援。

5. 生産性の向上に関する施策

- 優良品種・優良種苗の育成・造成に向けた先端技術の活用。
- プロジェクト型普及活動の重点的な展開による地域農業全体の収益性向上に係るモデル確立・定着。
- 土壌診断に基づく適正な施肥及び堆肥・緑肥の利用による土づくりの推進。
- 堆肥センターの活用
- 肉用牛貸付基金・畜産振興資金等の活用による優良雌牛の確保。

6. 農業災害防止に関する施策

- 地域の実情に即した鳥獣被害防止に係るソフト・ハード両面の対策の支援。
- ため池や用排水施設の総合的な防災・減災対策による農村地域の防災力の向

上。

7. 農村振興に関する施策

- UJIターン等による新規就農の受入れ体制の整備。

イ. 林業

1. 森林整備・保全の推進

- スギ人工林の適地については、計画的な間伐や確実な再造林及び保育などを進め、森林資源の循環利用を促進する。
- 森林環境譲与税を活用し、関係機関と連携して森林経営管理制度の円滑な運用に努める。
- 水源のかん養や山地災害防止等、森林のもつ公益的機能の推進に努める。

2. 担い手づくりと林業経営対策

- 林業労働力の安定的な確保・育成を図りつつ、生産性・収益性の高い林業事業者の育成に努める。
- 森林施業の集約化を積極的に推進し、施業内容に応じて路網整備と高性能林業機械を適切に組み合わせた低コスト作業システムの定着に努める。

3. 木材利用の推進

- 町内産材の利用促進に努める。
- 町内産材の利用促進と併せて、木材の島外移出（原木・チップ）の促進を図り、林業経営の安定化に努める。

4. 特用林産物の産地づくり

- 枝物（シキミ・ヒサカキ）の生産基盤の整備等による安定的かつ効率的な生産体制の確立に努める。
- 関係機関と連携し、生産技術の確立・定着化を図り、経営意欲の高い生産者の育成を目指す。

ウ. 水産業

1. 環境の改善・保全

- 藻場の造成や種苗放流等により漁場の生産力の再生・向上を目指す。

2. つくり育てる漁業の推進

- 魚礁設置や増殖場の造成により、沿岸漁場の整備開発に努める。
- 人工種苗の中間育成に係る施設整備により、地域水産業の発展を目指す。

3. 漁港の整備・維持管理

- 各漁港の利用実態を考慮し、効果的な施設整備に努める。
- 安全係留、安全航路の確保など、漁港の維持管理に努める。

エ. 商工業

1. 町内企業の育成・支援

- 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、民間事業者が雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う場合の支援を実施する。

2. 商店街の活性化

- 商工会などとの連携により、消費者ニーズに対応した魅力ある商店街づくりに取り組み地元購買力の向上や消費者の利便性向上を促進する。

- 特産品開発の研究や地場産品のブランド化を推進する。

オ. 企業誘致

宇宙関連施設の立地を生かした宇宙開発関連企業や特色ある農林水産資源を生かした農林水産物等の企業を受け入れる風土づくりが重要であることから、こうした風土を醸成するため、企業誘致や立地後の支援体制の整備を進める。

- 町内に設置されるサテライトオフィスの利用から企業立地に繋がるよう、SNS等を活用した情報発信や体験ツアーの実施に努める。

カ. 観光・レクリエーション

1. 旅行誘客の推進

- 本町特有の種子島宇宙センターや鉄砲伝来の地をメインとしながら、観光施設の保全・整備を推進し、LCC等の誘致を図る。
- 「種子島火縄銃南部鉄砲隊」や「ろけっと太鼓」、「しまこい南種子」等の育成をはかり、宇宙の街にふさわしいイベントを開催することにより、観光PRに努める。

2. 地場産品の振興・物産販売力の強化・物産施設の充実

- 観光物産館の運営充実を図り、地産地消の推進と島外への販路拡大を図る。
- 各種企業との連携強化による地域特産物の加工支援と需要開拓に努める。
- ふるさと納税制度を活用した、地場産品の普及促進を積極的に図る。

キ. 宇宙開発の促進

1. 関係機関との連携強化

- 鹿児島県宇宙開発促進協議会や、種子島宇宙開発促進協議会、南種子町宇宙開発推進協力会との連携強化により、国際化に対応した施設整備の要望活動を行い、宇宙開発利用の環境づくりに努める。

2. 宇宙関連企業との連携強化

- 宇宙関連企業との懇話会を開催し、宇宙産業の拡大・成長に向けた取組と、打ち上げ関係者などの受入れ体制の強化を図る。

3. 関係人口創出・拡大による情報発信

- 宇宙をきっかけとしたイベントを実施し、関係人口の創出・拡大による情報発信に努める。

ク. 起業の促進

情報通信基盤の整備により、地理的要因に左右されにくく小規模経営が可能なICT関連起業者を支援することが有効と推察される。地域の特性を生かした地域おこしグループ・NPO等による起業においては関係機関との連携のもと支援に努め促進を図る。また、農産物の付加価値を高めるため、加工食品の開発と販路の確保について支援に努める。

(3)計 画
事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振 興	(1)基盤整備 農業	営農飲雑用水施設整備事業 取水施設整備	町	
		経営体育成基盤整備事業 茎永地区 区画整理 69ha	県	
		経営体育成基盤整備事業 上里・新上里地区 区画整理 40ha	県	
		中山間地域総合整備事業 煌耀南種子地区 区画整理 16ha 用排水路・農道	県	
		農業農村環境整備事業 用排水路維持補修	町	
		農村地域防災減災事業 用排水路 6.1km ため池改修	県	
		農村地域防災減災事業 農業水利施設長寿命化	県・町	
		農地環境整備事業 河内浦地区 区画整理 15.7ha 排水路・農道	県	
		農地整備事業（通作・保全） 南種子2期 路面改良 4.4km	県	
		水産業	種子島周辺漁業対策事業 FPR輸送コンテナ整備 活魚・保冷コンテナ7基	漁協
	広域漁場整備事業 魚礁設置		県	
	(2)漁港施設	下立石海岸護岸岸上事業	町	
		海岸堤防等老朽化対策事業 大川漁港補修工事	町	
		海岸保全施設長寿命化計画策定事業 砂坂漁港 海岸保全計画策定	町	
		海岸保全施設長寿命化計画策定事業 州崎漁港 海岸保全計画策定	町	
		海岸保全施設長寿命化計画策定事業 竹崎漁港 海岸保全計画策定	町	
		水産物供給基盤機能保全事業 下西目漁港 機能保全計画策定	町	
		水産物供給基盤機能保全事業 州崎漁港 機能保全計画策定	町	
		水産物供給基盤機能保全事業 大川漁港 機能保全計画策定	町	
		水産物供給基盤機能保全事業 竹崎漁港補修工事	町	
野尻港防波堤補修工事		町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(3) 経営近代化施設 農業		安納いも苗増殖体制整備事業	町	
		花卉産地維持対策事業 ハウス修繕・資材助成	町	
		多面的機能支払交付金事業 農道維持・資源向上	町	
		畜産クラスター事業 機械導入	町	
		畜産公共事業 草地造成・整備	町	
		野菜振興対策事業 資材・機械導入支援	町	
(4) 地場産業の振興 加工施設		特産品開発センター移転事業	町	
試験研究施設		土づくり対策事業 土壌診断・施設管理	町	
(5) 企業誘致		サテライトオフィス整備事業	町	
(9) 観光又はレクリエーション		観光物産館 拡張工事	町	
		観光物産館道の駅構想計画策定	町	
		種子島南部周遊ルート整備事業 門倉岬 壁崩壊修繕	町	
		種子島南部観光周遊ルート整備事業 夕日展望公園	町	
		宇宙ヶ丘公園整備事業 駐車場区画線・防護柵・観客席設置	町	
		都市公園維持管理 宇宙ヶ丘公園・前之浜海浜公園	町	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業		さとうきび優良種苗供給確保事業	町	農業所得の向上 や担い手不足の 解消、農業災害 防止等に資する 事業であり、町 の持続的発展に 寄与する。
		さとうきび優良種苗助成事業	町	
		シカとの共存と被害ゼロ促進事業 捕獲活動費助成	町	
		環境保全型直接支援対策事業 カバークロープ・堆肥利用・有機栽培支援	町	
		環境保全型農業対策事業 廃プラ処理経費支援	町	
		人・農地プラン推進事業	町	
		畜産振興資金 優良雌牛導入（乳用牛）	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
		鳥獣被害実践事業 捕獲活動費助成	町		
		鳥獣被害対策事業 捕獲活動支援	町		
		肉用牛貸付基金 優良雌牛貸付	町		
		農業次世代人材投資事業	町		
		農業制度資金等推進事業	町		
		農地中間管理事業	町		
		輸送コスト支援事業	町		
		サテライトオフィス進出支援事業	町		雇用創出等に資する事業であり、町の持続的発展に寄与する。
		スタンプ会事業補助	町		地元購買力の向上や消費者の利便性の向上等に資する事業であり、町の持続的発展に寄与する。
		雇用機会拡充事業	町		
		商工会運営補助	町		
		滞在型観光促進事業	町		
		(11)その他	県単港湾整備事業 島間港 機能強化・施設安全		県
	県単砂防（施設整備）事業 河川 砂防対策	県			
	島間港改修（統合補助）事業 航路安全確保（防砂堤）	県			
	島間港改修（統合補助）事業 航路安全確保（泊地）	県			
	地籍調査事業 平山・荃永・中之上 13.64km ²	町			

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
南種子町全域	製造業，農林水産物等販売業， 旅館業，情報サービス業等	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に基づく公共施設等の整備，管理については，「南種子町公共施設等総合管理計画」に定める公共施設等の管理に関する基本的な考え方との整合を図り，実施するものとする。

南種子町公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画対象施設と基本的な方針

施設名	所在地	基本的な方針	
畜産センター	中之下	存続	機能維持のための修繕を実施
旧たばこ共同乾燥施設	中之下	存続	機能維持のための修繕を実施
長谷地区営農研修施設	中之上	存続	機能維持のための修繕を実施
農業者休養施設	平山	廃止に向け検討	当面は機能維持のための修繕を実施
茎永総合研修センター	茎永	存続	機能維持のための修繕を実施
特産品開発センター	中之上	存続	移転を検討
西之総合研修センター	西之	存続	機能維持のための修繕を実施
漁民研修センター	茎永	存続	機能維持のための修繕を実施
肉用牛キャトルセンター	西之	存続	機能維持のための修繕を実施
南種子町堆肥センター	西之	存続	機能維持のための修繕を実施
インギー地鶏鶏舎	西之	存続	機能維持のための修繕を実施
土壌診断施設	西之	存続	機能維持のための修繕を実施
農業用育苗施設	西之	存続	機能維持のための修繕を実施
河内温泉センター	中之上	存続	機能維持のための修繕を実施
町観光物産館	中之上	存続	機能維持のための修繕を実施

4. 地域における情報化

(1) 現状と問題点

情報通信基盤や通信網の整備を背景にICTはより早く大容量の情報交換を可能にし、暮らしに欠かせないものとなった。本町でも光ケーブル通信網が整備されるなど、情報通信インフラの整備が充実してきている。行政はこれまでも事務の効率化に力をいれてきたが、これまで以上に活用することが求められている。

しかし一方で、ICTは使い手と受け手の双方に一定のリテラシーを必要とし、使いこなせる人とそうでない人の生活の質の差が開く技術だとも言い換えることが出来る。一方的にならないICTの運用が必要とされている。

また、防災行政無線施設の整備により、住民に対する行政連絡等の情報伝達は確立されつつあるが、防災対策の充実強化のため、デジタル化の推進と合わせ更なる利用促進を図る必要がある。

(2) その対策

情報通信技術の発展により、高度かつ多様な情報通信手段が普及し住民生活や経済・産業活動に大きな変化をもたらしている。このような環境変化に対応するため、ICTを最大限活用できる環境を構築する。

デジタル化へ完全移行した防災行政無線の活用の促進、導入から7年目を迎えた施設等の定期的な点検・修繕等により施設の安定した運用と長寿命化を図る。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 防災行政無線施設	防災行政無線施設修繕事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に基づく公共施設等の整備、管理については、「南種子町公共施設等総合管理計画」に定める公共施設等の管理に関する基本的な考え方との整合を図り、実施するものとする。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

ア. 国 道

国道58号のうち、西之表港から島間港に至る種子島の区間は延長49,923m、うち長谷十文字から島間港に至る本町の区間は11,547mである。今後、長谷～上中間の屈曲区間解消及び並びに上中～島間間の老朽化に伴う路面の維持補修及び道路維持を図る必要がある。

イ. 県 道

本町内には、主要地方道の西之表南種子線、一般県道の茎永上中線、野間島間港線があり、今後路面の維持補修及び道路維持を図る必要がある。

ウ. 町 道

町道は、139路線182,130.2mであり、道路整備については、年次計画で改良・舗装に努めてきた結果、令和3年3月末では改良率90.0%・舗装率91.4%となっている。町道は、生活圏内の利用度の最も高い道路であることから、年次計画をもって歩道確保など早期整備に努める必要がある。

エ. 農 道

幹線農道は整備が進んでいるが、支線農道については幅員が狭く、農産物の搬送・大型機械の走行運搬等地域住民の生産活動に支障をきたしているため、早急な整備を図る必要がある。

オ. 街 路

上中地域への人口集中が著しい中、上中地域を市街化形成の中心として、都市機能と秩序ある施設配置により近代的なまちづくりを進める必要がある。

特に、都市計画道路・都市下水道・下水路・駐車場・公園事業を検討し、今後市街地近郊の緑化促進を図ることが、重要な課題となっている。

カ. 港 湾

鹿児島県管理港湾である島間港は、種子島の南の玄関であり、鹿児島からの生活物資やロケット関連の大型機材の搬入を始め、種子島・屋久島両島を結ぶ熊毛地域振興の一翼を担う重要な港湾である。

これまでに主な機能施設は完成しているが、今後も島間港の整備拡充は重要課題で、様々な条件下でも貨物船や大型旅客船、高速船も接岸等の機能拡充が図られるよう港湾整備を推進する必要がある。

キ. 町管理港

町管理港湾の3港湾については、施設の老朽化や港内への砂れき等のたい積など維持管理及び補修対策が必要な状況にある。

ク. 航 路

フェリーと高速船が西之表港に毎日就航しているが、島間港への高速船の寄港も住民の願いであり、企業への働きかけを続ける必要がある。種子島と屋久島を結ぶ定期航路には屋久島町営船が島間・宮之浦間に毎日就航している。

ケ. 交通対策

本町における陸上交通は自家用車が主であり、路線バスとタクシーが乗用車を補う形となっている。また、島内における公共交通については、西之表市から国道を縦断し、中心部まで1系統、空港リムジンバスとして、種子島空港と町中心部の間を1系統が運行されており、町内全域にコミュニティバスが運行する形で公共交通機関が構成されている。

町民が日常生活を送る中で必要不可欠な公共交通として機能している一方、全国的には、交通サービスの多様化と人口減少により、公共交通機関の利用者は減少を続け、路線バスの維持が困難になっている中、自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支える施策の充実を図ることが求められている。

そのため、町民の日常生活や観光を支える上で必要不可欠な公共交通として、広域的な観点から、自動車運転免許証自主返納者への支援策としての取組についても引き続き関係機関との連携を図りつつ、維持・存続に努める必要がある。

(2) その対策

ア. 国道及び県道

地域の振興を図る上から線形の悪い箇所、屈曲の多い区間、交通安全上問題の多い地域を重点にしながら、整備促進に努める。また、改良舗装や補修による道路維持に努める。

イ. 町 道

町民が、日常的に利用する道路として本来の機能が十分に果たせるよう、安全性・快適性・機能性を高めた道路整備を促進する。特に、児童生徒の通学路等における通学路安全推進会議や未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全点検での対策案件について、所管機関（町教育委員会等）や担当主管課（保健福祉課等）と連携しバリアフリーも考慮した交通安全対策整備等を実施する。

ウ. 農 道

集落内の環境整備とあわせて、地域内の集落間を結ぶ農道を重点に整備を図る。

エ. 街 路

市街地の活性化と宇宙の町にふさわしい近代的なまちづくりのため、都市基盤の整備を図る。また、都市公園の維持管理及び整備促進を図る。

オ. 港 湾

1. 島間港港湾施設・機能向上の整備要望

- 種子島の南の玄関である島間港が、鹿児島はもとより関東・関西及び種子・

屋久等を結ぶ拠点港として飛躍的に発展するよう、港湾施設・機能向上を要望する。今後、宇宙開発・観光開発の進展に対応するためには、熊毛地域の海上航路開拓が必要であり、輸送体系の整備と航路改善を積極的に推進する。

2. 島間港の利活用促進

- 宇宙開発・観光促進に備え、南の拠点港として、一層の港湾施設整備拡充を推進する。
- 関係機関との連携を図り、ポートセールスを推進し、大型観光船などの寄港など、人と物流の利用促進を推進する。

カ. 町管理港

本町の管理港湾としては、広田港・田尻港・門倉港であるが点検を踏まえ、維持補修を検討し施設の機能保全に努める。

キ. 航路

高速船の島間港寄航に向けて、関係機関への要望を推進する。

ク. 交通対策

1. 陸上交通の利便性向上と効率的運行

- 利用者の利便性向上のため、効率的な地域交通の展開を図り、持続可能な公共交通体系を構築する。
- 利用者のニーズを把握して、利用促進を図る。

2. 総合的な公共交通の連携と強化

- 種子島広域で協働し、更なる利用促進に努める。
- 種子島全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの構築を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	道路建設単独事業	町	
		恵美之江線道路改良事業	町	
		松原阿竹線道路改良事業	町	
		上中杭尻線災害防除事業 法面对策	町	
		上中西之線交通安全対策事業 本通り線 歩道・車道整備	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		生活道路エリア交通安全対策事業 中之上地区4路線 歩道・舗装路面整備	町	
		堂中野線道路改良事業	町	
		舗装修繕事業	町	
		本町共栄線災害防除事業 法面对策	町	
		轡之牧線道路改良事業	町	
橋りょう		橋梁長寿命化修繕事業	町	
その他		里道整備事業	町	
		集落内環境整備事業 排水路整備	町	
(2) 農道		農道維持管理事業	町	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業		道路ふれあい愛護活動助成金事業	町	道路環境の維持・整備に資する事業であり、町の持続的発展に寄与する。
		道路維持管理事業 伐採作業委託	町	
		コミュニティバス運行補助事業	町	陸上交通の利便性向上等に資する事業であり、町の持続的発展に寄与する。
		生活交通確保バス運行補助事業	町	
		種子島中央高校通学バス補助事業	町	
(10) その他		県単道路整備事業 主要地方道西之表南種子線島間工区 線形不良解消	県	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に基づく公共施設等の整備、管理については、「南種子町公共施設等総合管理計画」に定める公共施設等の管理に関する基本的な考え方との整合を図り、実施するものとする。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア. 水道

本町の水道の普及率は、平成27年度で100%となっており、町内全域に水道が普及している。また水道事業は、平成26年度より簡易水道の統合を進め、施設・設備の廃止、統合を行ってきた。また、平成31年4月には、公営企業法の適用を受ける地方公営企業となり、簡易水道事業から、上水道事業へ移行した。

水道事業を取り巻く全国的な状況は、人口減少に伴う水需要の減少、高度経済成長期に整備された多くの水道施設の老朽化とこれに伴う施設更新費用の増加等様々な課題がある。また、近年では毎年のように大型台風の襲来や局地的な豪雨、震度5を超える地震に備えた災害対策・耐震化が求められ新たな費用負担が見込まれる等、水道事業の経営状況はますます厳しくなっている。

このような状況を踏まえ、本町では、本町水道のあるべき姿を示し、ライフラインである水道が、将来にわたり安心・安全な水を安定的に供給できるよう努めていく必要がある。

イ. 生活排水対策

生活排水の適正な処理は、合併処理浄化槽整備事業を進めていることで改善しているが、汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替えが進んでいない状況が続いていることから、今後も更に合併処理浄化槽の推進を図る必要がある。

ウ. 廃棄物処理

本町では、廃棄物の発生抑制・資源の循環的な利用、適正な処分等のため、清掃センター及びリサイクルセンター、管理型最終処分場を拠点に環境への負荷をできる限り低減させ、町民の生活環境の保全、公衆衛生の向上の推進を図っている。そうした中、この3施設について適正な管理運営を行い、経費の削減と処理施設の延命化に努める必要がある。

また、拠点収集によるごみの分別化は定着してきていると思われるが、「ごみゼロ社会」を目指すため、町民一人一人のごみに対する更なる意識改革を図り、町と住民が一体となったごみの排出抑制、住民参加の住みよい循環型社会の確立を図る必要がある。

広域の『中南衛生管理組合』が現有している施設は、老朽化が進んでいたことから新築し、平成15年度からの供用開始で浄化槽の汚泥・し尿の適正処理を図っている。

また、汲取り運搬業務の円滑化や育成指導を行い、適正な処理とサービス向上に努める必要がある。

エ. 火葬場

広域の『中南衛生管理組合』が現有している施設は、平成8年度から稼働しており、焼却炉及びその周辺施設について老朽化が進んでいたため、計画的に設備の更新及び補修を行い、施設の延命化と安定稼働を図っている。

オ. 消 防

大規模な自然災害の多発や地域の高齢化により、消防団員や消防車両・資機材の必要性が高まっている。その一方で、働く環境や意識の変化に伴い消防団員が不足し、発生する災害も複雑で多様化している。

今後、町民の命や財産を守るためには、消防団員の確保や消防施設の充実のほか、町民一人ひとりの防災に対する意識を高めていく必要がある。

カ. 住 宅

本町の住宅政策は、公営住宅等の建て替え改修及び住環境の整備を主体として推進され、居住性を追求した良質な住宅の建設整備に努めてきた。

しかし、現在までに建設した公営住宅等のうち、昭和39年から昭和48年に建設された住宅は、老朽化が著しく住環境も不十分であり、今後地域の需要動向等に適切に対応した再編・整備や福祉との連携など配慮し、老朽化した住宅・団地の計画的な改修改善、建て替え、住環境整備と併せて高齢者等に対応した住宅整備を図る必要がある。

キ. 自然環境保全対策

自然環境においては、海岸漂着物の回収と処理を行うことにより、良好な景観及び保全を守ることを目的とした海岸清掃を継続する等環境の美化と保全に努める必要がある。

また本町は、温暖で豊かな自然に恵まれ、その恩恵を大きく受けている。水資源は、生活排水・農業用水（特に水田）等町民の生活や生産活動に欠かすことのできない資源であり、今後、自然とともに共生していくため、自然環境保全、生活環境保全に向けた取組が必要である。

(2) その対策

ア. 水 道

1. 施設の老朽化対策

すべての施設に共通して、老朽化しているところは耐用年数等を考慮し、修繕・更新をする。

2. 管路の更新

経年管の更新、幹線管路の耐震化対策等計画的に更新する。

3. 水質管理の徹底

安全な水の供給を確実にするため、適切な水質管理を維持する。

イ. 生活排水対策

生活排水の適正な処理のため合併処理浄化槽の設置を更に進めていく。

ウ. 廃棄物処理

町衛生自治会等関係機関・団体と連携をとりながら、ごみの分別収集の徹底や資源ごみの回収についても適正な分別処理を行い、資源化の拡大を図り、廃棄物の適正な処理とゴミの減量化を推進する。

また、清掃センター等環境関連施設については、延命化対策や適正な維持管理に

努める。

し尿については、適正処理の指導を行う。また、廃棄物の不法投棄については、関係機関・団体と連携を図り、徹底した防止活動を行う。

エ. 火葬場

焼却炉や周辺設備について計画的な更新及び補修を行い、施設の延命化と安定稼働を図る。

オ. 消 防

防火体制確立のためのまちづくりを推進し、町民への防火思想の啓発を図るとともに火災予防活動を展開する。消防水利施設や消防機械器具など消防施設整備の充実化、設備更新を適宜行い、安心・安全な環境の整備を進める。

カ. 住 宅

1. 公営住宅等の整備充実

- 既に耐用年限を経過している住宅は、124戸（64.6%）となっており、すべての住宅が耐用年限を経過している。この住宅の多くは、躯体や設備の老朽化が著しく、安全性確保のためにも計画的な活用方を定め、老朽住宅の解消に努める。
- 経年劣化により外壁や屋上にひび割れや鉄筋爆裂等の箇所が散見されることから、躯体の安全性確保や長寿命化のために、外壁改修や屋上防水工事を計画的に実施し安全性の向上に努める。
- 建築年度の古い住宅は、設備水準が低いものが多く、3点給湯や排水処理等の整備やバリアフリー化を実施し、居住水準の向上に努める。

2. がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

- がけ地に近接した危険住宅の移転促進に努める。

3. 宅地開発の適正指導の充実

- 宅地造成等の開発行為に対する適切な指導に努める。

キ. 自然環境保全対策

- 海岸漂着物対策事業を継続し、美しい海岸を維持する。また、種子島三市町空き缶等散乱防止連絡協議会の機能をもって、島内の空き缶等散乱を防止する運動を推進する。
- 山、川、海岸の自然環境の保全に努める。
- 外来生物の繁殖を防ぐために駆除活動を実施するとともに、情報収集により外来生物の侵入の未然防止に努める。
- 農業用水等に必要な安全でかつ豊富な水量を確保するため、水資源かん養林の確保対策や畑作用水の確保対策に努める。
- 自然保護監視員によるパトロール等の監視や看板設置により、希少植物等の保護活動の強化を行い、良好な環境を保全する。
- 未利用資源を活用した再生可能エネルギーの活用策を検討する。

(3) 計 画
事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1)水道施設 上水道	管路更新 西部老朽管更新	町	
		管路更新 中央老朽管更新	町	
		管路更新 仕切弁更新（西之・平山・島間）	町	
		施設整備 水道施設台帳整備	町	
		施設整備 西部水源地・中央第5水源地	町	
		施設整備 中央・西部減圧弁更新	町	
		施設整備 中央浄水場 配水地 増設	町	
		施設整備 中央・島間・西部浄水場	町	
	(2)下水処理施設 その他	合併処理浄化槽整備推進事業	町	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	一般廃棄物処理事業 収集・運搬・処理 施設運転管理業務委託	町	
	(4)火葬場	中南広域斎苑火葬場増改築事業	組合	
	(5)消防施設	消防施設等整備事業 消防関係車両購入	町	
		非常備消防事業 消防施設整備 火災予防推進	町	
		常備消防事業 常備消防施設維持管理	町	
	(6)公営住宅	がけ近住宅移転事業 危険住宅除去及び移転	町	
		公営住宅 山崎団地住戸改善	町	
		空き家再生等推進事業 旧病院施設解体	町	
		空き家再生等推進事業 新栄町団地解体	町	
		公営・一般住宅維持補修 内外装補修	町	
公営住宅ストック改修 コスモタウン団地外部改修		町		
公営住宅ストック改修 コスモタウン団地集会場		町		
公営住宅ストック改修 簡易水洗化 2戸		町		
公営住宅ストック改修 長谷団地 住宅内外装改修		町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に基づく公共施設等の整備、管理については、「南種子町公共施設等総合管理計画」に定める公共施設等の管理に関する基本的な考え方との整合を図り、実施するものとする。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		公営住宅ストック改修 長谷団地住戸改善 6戸	町	
		公営住宅建替 新栄町団地 6戸	町	
		公営住宅等長寿命化計画策定見直し	町	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業		海岸漂着物対策事業	町	自然環境の保全に資する事業であり、町の持続的発展に寄与する。

南種子町公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画対象施設と基本的な方針

施設名	所在地	基本的な方針	
南種子町清掃センター	中之下	存続	機能維持のための修繕を実施
リサイクルセンター	中之下	存続	機能維持のための修繕を実施
管理型最終処分場	中之下	存続	機能維持のための修繕を実施
消防詰所（中央分団）	中之上	存続	機能維持のための修繕を実施
平野団地	西之	南種子町公営住宅等長寿命化計画の方針による	
大川団地	西海	南種子町公営住宅等長寿命化計画の方針による	
仲之町団地	島間	南種子町公営住宅等長寿命化計画の方針による	
向方団地	島間	南種子町公営住宅等長寿命化計画の方針による	
田尾団地	島間	南種子町公営住宅等長寿命化計画の方針による	
長谷団地	長谷	南種子町公営住宅等長寿命化計画の方針による	
平山団地	平山	南種子町公営住宅等長寿命化計画の方針による	
里団地	中之下	南種子町公営住宅等長寿命化計画の方針による	
河内団地	中之上	南種子町公営住宅等長寿命化計画の方針による	
山崎団地	中之上	南種子町公営住宅等長寿命化計画の方針による	
本町団地	中之上	南種子町公営住宅等長寿命化計画の方針による	
大宇都団地	中之上	南種子町公営住宅等長寿命化計画の方針による	
新栄町団地	中之下	南種子町公営住宅等長寿命化計画の方針による	
焼野団地	中之下	南種子町公営住宅等長寿命化計画の方針による	
松原団地	荃永	南種子町公営住宅等長寿命化計画の方針による	
仲西団地	中之上	南種子町公営住宅等長寿命化計画の方針による	
小平山団地	島間	南種子町公営住宅等長寿命化計画の方針による	
コスモタウン南種子団地	中之上	南種子町公営住宅等長寿命化計画の方針による	
共栄団地	中之上	南種子町公営住宅等長寿命化計画の方針による	
西之団地	西之	南種子町公営住宅等長寿命化計画の方針による	

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア. 安心して子供を産み育てられる支援の強化

将来的に人口構造そのものを変えていこうとするためには、出生数の向上が必要である。本町で若い世代が安心して、希望どおり結婚・妊娠・子育てをすることができるよう環境の充実等、生活環境基盤の整備が求められている。

結婚・出産に対する価値観の多様化等による未婚・晩婚化の進展や、女性の就業率の上昇等様々な要因による少子化の傾向にある中で、子育てに対する経済的・心理的・肉体的な負担感や悩みを感じる保護者も増えており、子育ての不安や悩みを解消し、親と子の健全な発達を図るため、地域での子育て支援体制を強化するとともに、国・県の支援制度に加え、町独自の支援等により多様なニーズにこたえられるようきめ細かな対応が必要になる。

就学前の教育・保育をめぐることは、子供を取り巻く環境の変化と子育ての課題、集団活動や異年齢交流機会の減少や地域の子育て力低下等の課題があり、保護者の幼児教育・保育へのニーズが多様化する中で、安心して子育てができるように、保育ニーズに応じた様々な支援に取り組む必要がある。

全国的に児童の虐待等に関する問題は深刻化しており、育児に不安のある保護者等への支援が重要であることから、関係機関との連携により、迅速に対応できる見守り体制を構築する必要がある。

イ. 地域が支える高齢者福祉の充実

南種子町の高齢者人口は、平成17年に1,955人で人口の29.0%だったが、令和元年9月末現在においては、2,000人で人口の35.3%を占めている。今後も人口は減少傾向にあり、生活スタイルも多様化する中、高齢単身世帯・高齢夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加等が見込まれることから、介護予防・生活支援の強化を図るため、「見守り活動」・「支え合い活動」等、地域で高齢者の生活を支える仕組みづくりを進めていく必要がある。

また、介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれることから、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを1本化して提供していく「地域包括ケアシステム」の構築、高齢者の生きがいがづくりと意欲や能力のある高齢者の社会参加に向けた取組の推進及び保健・医療・福祉にわたるサービスが総合的かつ効率的に提供される体系を確立する必要がある。

高齢者が要介護状態になっても、尊厳を持って、自立した生活を営むことができるよう、高齢者の介護を社会的に支える仕組みとして、平成12年4月にスタートした介護保険制度は、サービスの利用量やサービスを提供する事業者数が増加する等、国民の老後生活における介護の不安にこたえる「基礎的な社会システム」として定着するに至っている。

介護保険事業については、介護給付費が更に増加することが予測され、適切な介護サービスの提供が求められており、要介護認定や保険給付の信頼性向上に向けた取組を進める必要がある。また、必要な介護サービスを提供するとともに、地域密着型サービスを含む施設・居住系サービスの充実を検討する必要がある。

ウ. 地域で安心して暮らせる障がい・社会福祉の充実

障がい者を取り巻く環境は、大きく変化し、高齢化の進展や社会環境の変化に伴うストレスの増大等様々な要因により、心身に障がいのある人が年々増加傾向にある。

障がいの重度化、重複化等により障がい者のニーズも複雑化、多様化している。また、難病、発達障がい、高次脳機能障害といった様々な障がいへの対応が必要となっている。

人口減少と少子高齢化が進む中で、だれもが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、公的な支援のみならず、住民同士で支え合う地域の力が不可欠である。

今後は、年齢や障がいの有無等にかかわらず、その人らしく暮らし続けられるよう、行政、社会福祉協議会、各種事業者、町民がそれぞれの力を出し合い、協働して地域の福祉を支え合う体制をより強化していくことが必要である。

エ. 生涯を通じた健康づくりの推進

生き生きと充実した毎日を過ごすことは町民共通の願いである。この充実した生活を脅かす一つが様々な病気である。本町でも多い高血圧や糖尿病等の生活習慣病は、初期のうちは生活に影響がないかもしれないが、重症化して脳卒中や心筋梗塞等を引き起こすと、身体障害・要介護状態になり、日常生活に支障を来す。身体が不自由になり、社会活動への参加が困難になる。「生き生きと充実した生活」を送るために、「健康」は大切な条件の一つと言える。

現在、増加している生活習慣病は自覚症状も少なく、また日々の生活の中で、少しずつリスクが積み重なって発症するものである。町民にとって生活習慣改善の必要性は理解し難く、また長年の習慣を一朝一夕に改めるのは難しい。町民一人一人が食事や運動量、禁煙等、生活習慣に対する健康意識を高め、病気になりにくい健康な体を作り維持していくことが求められている。

健康づくりは、個々人で取り組むこともできるが、周囲の協力や地域ぐるみの取組が効果的な課題でもある。地域や町全体で取り組むべき課題について検討していくことが求められている。

(2) その対策

ア. 安心して子供を産み育てられる支援の強化

1. 保育サービスの充実

- 幼児教育・保育の無償化、働き方改革等、子育てや暮らしの在り方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援に加え、核家族化や共働き世帯の増加等、保護者の生活や就労形態の変化を踏まえ、一時預かり事業や延長保育の充実を図る。

2. 子育て家庭への支援

- 子供を安心して産み育てることができる環境の整備や子育て期にある保護者の不安や悩みの軽減を図るため、乳幼児育児教室や子育て相談事業等を行い、妊娠から出産に至るサポート体制を含め、子育て家庭への支援を拡充するとともに地域で見守る子育て環境の充実を推進する。

また、子育て世帯の経済的負担減を図る。

3. 多様な子育て支援

- 地域子育て支援拠点を活用し、親子の交流の場や子育て情報の提供、子育て相談等を実施するとともに母子保健推進員による乳児家庭全戸訪問を実施する。更に放課後児童クラブ等様々な子育て支援の充実を図り地域で子育てを応援する環境づくりに努める。

児童虐待やDV等家庭における問題や一人親家庭の自立支援等については、民生委員・児童委員協議会や要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携を強化し、情報提供や相談支援に努める。

イ. 地域が支える高齢者福祉の充実

1. 健康づくりと自立支援、介護予防・生活支援の推進

- すべての町民が、自然な形で健康づくりを身近な地域で実践し、いつでもどこでもだれでも健康づくりに参加できるよう支援する。
- 関係各課と関係機関が一丸となって介護予防啓発を行い、地域において自立支援に資する取組や、すべての高齢者が生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指し、介護予防施策を展開する。

2. 高齢者の尊厳を守るまちづくり

- 一人暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、環境整備や見守り・支え合いのまちづくりに努める。

3. 高齢者を支える仕組みと体制づくり

- 元気な高齢者が活動する場としての老人クラブを育成し、老人クラブの活動が活発化するように支援する。
- 高齢者が自らの能力や経験等を発揮できる機会や場を提供するため、シルバ一人材センター等との連携を図り、高齢者の積極的な社会参加を推進する。介護予防・生活支援サービスの基盤整備は、元気な高齢者が生活支援の担い手となり社会的役割を果たすための仕組みづくりを行い、生きがいづくりや介護予防にもつながる施策として、充実を図る。
- 地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進する。

4. 高齢者サービスの充実

- 高齢者に対して長寿を祝福し、併せて福祉向上に寄与するため、敬老金を支給する。
- 身体上、精神上又は環境上、自宅での生活が困難な高齢者を対象に、施設入所にて安心した生活がおくれるよう支援する。

5. 介護保険サービスの基盤整備

- 介護保険サービスの質の向上及び介護保険制度の普及啓発に取り組み、介護保険給付の円滑な提供に努める。また、施設サービス及び地域密着型サービス提供体制の充実に努める。
- 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核機関として期待されており、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図る。また、介護給付費の継続的な増加が予測されることから、介護給付の適正化の取組を強化する。

ウ. 地域で安心して暮らせる障がい・社会福祉の充実

1. 障がい者（児）福祉の充実

- 障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進める。
- 関係各課と関係機関が一丸となって介護予防啓発を行い、地域において自立支援に資する取組や、すべての高齢者が生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指し、介護予防施策を展開する。

2. 高齢者の尊厳を理念としたまちづくり

- 一人暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、環境整備や見守り・支え合いのまちづくりに努める

エ. 生涯を通じた健康づくりの推進

1. 健康づくり推進事業

- 生活習慣病は長年の生活の中で少しずつリスクが積み重なって発症するものである。町民自らが疾病へのリスクに気づき、自身の生活習慣を見直し改善に取り組むことができるよう、健康診査・健康相談・健康教室等の健康増進事業を行う。
- 日本人の2人に1人はがんにかかる状況である。がん検診を推進し、早期発見・早期受診を勧め、がんにかかっても治療しながら社会生活が継続できるよう支援する。また、がん予防のために「禁煙」と「受動喫煙防止対策」を推進する。
- 住民自らが健康づくりに取り組み、地域での活動を広げていくために、食生活改善推進員及び健康助っ人隊員を委嘱する。また、各地区公民館及び自治公民館や各種団体での健康づくり活動を推進する。

2. 母子保健推進事業

- 乳幼児期の健康は、将来の健康状態に影響を及ぼすと言われる。まず安定した妊娠期を過ごし安全な出産ができるよう、また乳幼児の健やかな成長のために妊産婦・乳幼児健康診査、母子保健指導事業を行う。
- 生活習慣病は長年の生活習慣によるリスクが積み重なって発症するものである。このため幼少期から将来を見据えて子供の健康について考え、併せて親自身の健康についても取組を始める機会とするために食育事業を行う。

3. 感染症予防事業

- 法に基づき定期予防接種を実施し、疾病の予防、感染症のまん延防止に努める。
- 災害時や新たな感染症の発生時に対して、適切な防疫対応をとるために普段から防疫体制の整備を図る。

(3) 計 画
事業計画（令和3年～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の向上及び 増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育園施設補修事業 外壁木部補修塗装	町	子育て環境の充実や障がい者・ 高齢者福祉の充実、町民の健康 づくりや感染症予防に資する事 業であり、町の持続的発展に寄 与する。
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	重度心身障害者医療費助成事業	町	
		障害者自立支援事業	町	
		生活困窮者自立支援事業	町	
		生活保護支給事業	町	
		特別障害者手当等支給事業	町	
		子どものための教育・保育給付事業	町	
		ひとり親家庭等医療費助成事業	町	
		子ども医療費助成事業	町	
		児童手当支給事業	町	
		児童扶養手当支給事業	町	
		出産祝金支給事業	町	
		地域子ども子育て支援事業 一時預かり・放課後児童クラブ	町	
		敬老金支給事業	町	
		高齢者支援事業 町シルバー人材センター運営補助	町	
		地域支援事業	町	
		老人クラブ補助事業	町	
		老人保護措置事業	町	
		感染症予防事業	町	
		健康づくり推進事業	町	
母子保健推進事業	町			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に基づく公共施設等の整備、管理については、「南種子町公共施設等総合管理計画」に定める公共施設等の管理に関する基本的な考え方との整合を図り、実施するものとする。

南種子町公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画対象施設と基本的な方針

施設名	所在地	基本的な方針	
老人憩いの家	西之	廃止に向け検討	機能維持のための修繕を実施
福祉センター	中之上	存続	機能維持のための修繕を実施
あおぞら保育所	中之上	存続	機能維持のための修繕を実施

8. 医療の確保

(1) 現状と問題点

本町の医療施設は、一般病院1，一般診療所3，歯科診療所1となっている。今後増大すると見込まれる医療事情から、リハビリテーションを含む医療供給体制の整備・充実、医療サービスの向上を図る必要がある。

特に、公立種子島病院については、広域的な中核医療機関としての機能が十分発揮できるよう、健全経営に配慮しつつ、長期的に提供できる医療体制の充実を図る必要がある。また、種子島産婦人科医院については、安心安全な出産ができる体制を継続できるよう、医師・助産師などの確保に努める必要がある。

(2) その対策

公立種子島病院、種子島産婦人科医院等のへき地医療体制や救急医療体制の堅持及び充実に努める。

また、地域の保健・福祉・介護関係者と協力して、保健・医療・福祉・介護連携を推進し、町民の福祉の充実に努める。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	医療対策事業 公立種子島病院・種子島産婦人科医院負担金	組合	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に基づく公共施設等の整備、管理については、「南種子町公共施設等総合管理計画」に定める公共施設等の管理に関する基本的な考え方との整合を図り、実施するものとする。

9. 教育の振興

(1) 現状と問題点

ア. 学校教育

小・中学校においては、特に思考力・判断力や表現力に課題があることから、主体的・対話的で深い学びを意識した授業づくりを進めるとともに、体験的な学習活動等を通して、子供たちが自分の考えを分かりやすく表現する力を伸ばすために言語活動の充実を図っていく必要がある。

また、子供たちが学習したことへの達成感・充実感を十分に味わうことができるよう授業のユニバーサルデザイン化を推進し、個に応じた指導の充実を図るとともに、子供たち一人一人がそれぞれの能力を十分に発揮できる学習環境づくりに努めている。

学習習慣の定着に向け、学校間や保護者で連携をとりながら取り組むことにより中一ギャップを解消し、小学校から中学校のつながりを意識したきめ細かで系統的・継続的な指導を進めている。

平成29年10月に見直された「県いじめ防止基本方針」の改訂を踏まえ、平成30年2月に見直した「南種子町いじめ防止基本方針」に沿って、学校及び保護者・地域が連携を図りながら、積極的ないじめの認知・解消に努めている。

また、児童生徒及び保護者の悩みに寄り添う教育相談の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの積極的な活用、登校支援に向けての各関係機関との連携等、不登校児童生徒や行き渋りのある児童生徒へのきめ細やかな登校支援、新たな不登校児童生徒を生まないための取組の充実を図っている。

学習指導要領の改訂に伴って教科化された道徳教育の充実を図るとともに、いじめや問題行動等の未然防止に向け学校、家庭、地域が連携して対応することが必要になる。更に、インターネットやスマートフォン携帯電話の普及に伴う問題行動の未然防止に努めるとともに、情報通信機器の適切な使用を啓発するための情報モラル教育が必要である。

本町の子供たちに実践させたい「3つの実践プラス1運動」の取組について、学校・保護者・地域で共通理解を図り地域全体で子供たちを見守り育てる体制づくりに努めている。

また、宇宙留学制度を活用しながら、本町を地元とする子供たちと町外の子供たちの交流を通して、多様な価値観を認め合うことの大切さを学ぶ場を設定している。

更に、伝統芸能の継承や豊かな自然を活用した体験活動の実施等、地域の人材や特色を生かしながら郷土愛を育む教育活動の展開を推進している。

こうした様々な取組や学校経営上の課題等については、学校評議員制度を活用し、外部評価等を取り入れながら改善を図り、子供たちにとってよりよい教育環境づくりに努めている。

子供たちがより快適に学習に集中して取り組むことができる環境づくりを目指し、ICT機器やそれを活用する環境整備、学校設備の改修・改築・修繕等を適宜行っている。

今後は、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、新しい学力観に基づく授業を展開していく上で必要な学習環境の整備を適宜行っていく必要がある。

また、本町は小規模校が多く、指導方法改善や校務処理に関する情報の共有が難

しいことから、教職員一人一人の負担が大きくなることで多忙化を招くおそれがある。

1 児童生徒数・学級数（令和2年5月1日現在）

（小学校）

（ ）特別支援学級

学校名	学年						合 計	学級数
	1年	2年	3年	4年	5年	6年		
中平小	(1) 30		(1) 30	(2) 26			(4) 160	(2) 8
荃南小	5	5	8	11	5	8	42	5
西野小	(2) 4		(1) 6			(2) 7	(5) 35	(2) 5
大川小	2	1	4	2	2	3	14	3
島間小	8	(2) 4	4	7	6	7	(2) 36	(1) 5
平山小	3	2	1	5	3	2	16	3
花峰小	2	0	3	2	2	2	11	3
長谷小	4	6	3	5	6	3	27	4
合計	(3) 58	(2) 51	(2) 59	(2) 66		(2) 56	(11) 341	(5) 36

（中学校）

学校名	学年			合 計	学級数
	1年	2年	3年		
南種子中	46	(1) 39	38	(1) 123	(1) 5
合 計	0 46		0 38	(1) 123	(1) 5

2 児童・生徒数の推移（5月1日現在）

（小学校）

学 校 年 度	中平	荃南	西野	大川	島間	平山	花峰	長谷	計
昭和57年度	322	62	137	37	73	56	30	51	768
58	322	62	137	37	73	56	30	51	768
59	327	58	131	35	73	58	26	56	764
60	324	57	131	29	71	63	24	52	751
61	340	61	119	28	72	51	25	48	744
62	340	64	115	27	68	57	24	46	741
63	349	65	116	25	72	51	24	34	736
平成元年度	338	62	119	22	69	53	22	34	719
2	332	68	116	22	71	57	20	32	718
3	328	72	114	23	69	56	19	33	714
4	323	69	113	26	72	54	17	34	708
5	315	68	110	24	65	46	19	43	690
6	289	60	100	22	59	39	16	47	632
7	284	52	88	21	62	43	21	49	620
8	277	63	84	22	66	43	16	52	623
9	270	52	76	22	69	43	23	54	609
10	263	55	71	22	67	43	23	51	595
11	274	50	62	20	67	43	20	53	589
12	270	52	64	17	66	41	22	52	584
13	257	55	65	23	60	34	21	56	571
14	250	59	59	25	57	35	23	56	564
15	253	57	50	25	47	28	24	56	540
16	243	52	48	23	53	30	22	59	530
17	221	47	50	20	49	28	20	49	484
18	211	40	41	20	43	30	17	46	448

19	208	41	38	11	45	26	18	36	423
20	207	38	29	8	41	22	19	29	393
21	204	40	34	9	49	19	13	25	393
22	192	42	39	8	42	21	12	22	378
23	193	43	41	10	49	19	11	17	383
24	189	36	35	12	44	20	12	15	363
25	172	30	36	15	46	22	8	17	346
26	181	27	34	14	42	22	10	17	347
27	166	28	25	14	34	23	10	17	317
28	165	22	25	11	30	18	9	19	299
29	163	27	25	13	26	18	15	23	310
30	159	30	28	15	27	18	14	28	319
令和元年度	165	33	35	13	32	14	17	26	335
2	160	42	35	14	36	16	11	27	341

(中学校)

学 校 年 度	中平中	茎南中	西野中	島間中	平山中	南種子中	計
昭和57年度	213	46	93	52	45	—	449
58	219	37	79	50	31	—	416
59	200	40	78	48	23	—	389
60	200	40	65	46	19	—	370
61	190	37	76	40	27	—	370
62	192	26	71	36	28	—	353
63	198	20	69	37	39	—	363
平成元年度	196	22	61	35	31	—	345
2	204	25	59	36	32	—	356
3	190	31	57	37	31	—	346
4	192	36	61	34	28	—	351

5	189	36	60	35	32	—	352
6	—	—	—	—	—	352	352
7	—	—	—	—	—	335	335
8	—	—	—	—	—	329	329
9	—	—	—	—	—	326	326
10	—	—	—	—	—	314	314
11	—	—	—	—	—	306	306
12	—	—	—	—	—	275	275
13	—	—	—	—	—	264	264
14	—	—	—	—	—	258	258
15	—	—	—	—	—	273	273
16	—	—	—	—	—	255	255
17	—	—	—	—	—	249	249
18	—	—	—	—	—	242	242
19	—	—	—	—	—	249	249
20	—	—	—	—	—	247	247
21	—	—	—	—	—	223	223
22	—	—	—	—	—	203	203
23	—	—	—	—	—	178	178
24	—	—	—	—	—	173	173
25	—	—	—	—	—	172	172
26	—	—	—	—	—	163	163
27	—	—	—	—	—	162	162
28	—	—	—	—	—	144	144
29	—	—	—	—	—	158	158
30	—	—	—	—	—	133	133
令和元年度	—	—	—	—	—	132	132
2	—	—	—	—	—	123	123

イ. 社会教育の充実

人々が生涯学習の重要性を認識し、自発的に学習活動を行うとともに、その学習成果を社会に活かしていくことができる生涯学習社会の構築が求められている。

そのためには、多様なニーズに応じた学習機会の提供と、その成果が適切に評価・活用される体制の充実を図る必要がある。

本町では、生涯学習講座等の様々な講座を開設し、成果発表の場として、生涯学習大会を開催している。

社会の変化に伴い、新たに生まれる問題や課題に対応できる力を養うために、学習活動を継続して行うことが重要である。本町においては、家庭教育学級や高齢者学級といった地区講座を開設し、それぞれの課題に向けた学習活動を推進している。

平成29年3月に社会教育法が改正され、国は「地域学校協働活動」を全国的に推進しており、より一層地域と学校が密接に連携しながら教育活動を展開することが求められている。また、人口減少と少子高齢化が進む本町においては、これまで行ってきた活動の継続や、後継者の育成等が大きな課題であり、各地域においても長期的視野で課題解決に向け取り組む必要がある。

(2)その対策

ア. 学校教育

1. 確かな学力の定着

- ① 各種調査結果（鹿児島学習定着度調査、全国学力学習状況調査等）を踏まえ、全ての学校が、自校の教育課題を踏まえた「こだわりの視点」を設定し、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、言語活動や体験的な学習活動の充実を図る。また、ユニバーサルデザインの視点を踏まえながら、参加している全ての児童生徒が学びやすい学習環境づくり、授業づくりに努める。
- ② 小中一貫教育を推進し、学校・保護者・地域が連携を深めながら、小・中学校のつながりを強化し、義務教育9年間の成長を意識した学習習慣・家庭学習習慣の定着に努める。また、集合学習・交流学习等を通じて子供たちが学習したことを共有する場を設定し、それぞれの場面における言語活動を通して、自分の思いや考えを伝える力を伸ばすとともに、表現することへの意欲の向上を図る。
- ③ ALTの活用等を推進して中学校外国語の学力の向上を図るとともに、中学校外国語担当者との連携等も図りながら、令和2年度より教科化される外国語（5・6年）、新たに導入される外国語活動（3・4年）における指導の充実を図る。

2. 生徒指導の充実

- ① 「南種子町いじめ防止基本方針」を活用しながら、いじめ防止に向けた取組の内容について共通理解を深めるとともに、学校・保護者・地域が連携して積極的ないじめの認知・解消に努める。
- ② 学校における教育相談だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携しながら、子供や保護者の悩みに寄り添った生徒指導を推進するとともに、いじめや問題行動、不登校の未然防止・解消に努める。
- ③ よりよく生きる基盤となる道徳性を児童生徒が養うために、「考え、議論す

る道徳」の授業づくりに努める。

- ④ インターネットやスマートフォン、携帯電話の普及に伴う問題行動に対応するために、適宜実態調査を実施し子供たちを取り巻く状況を把握するとともに、情報通信機器の適切な使用を啓発するための情報モラル教育の推進を図る。

3. 開かれた学校づくり

- ① 学校や保護者、地域と連携を図りながら「3つの実践プラス1運動」を推進し、子供たちが健全に成長することができる環境づくりに努める。
- ② 宇宙留学の活性化に努め、各学校区の宇宙留学実行委員会を適宜サポートしながら、地元の子供と町外の子供たちの交流を促進する。
- ③ 南種子町元気アップスクール等を活用しながら、学校教育と地域との連携を強化させ、それぞれの学校の特色ある教育活動の推進を図る。
- ④ それぞれの学校において年3回学校評議委員会を開催し、外部評価に基づく学校経営の改善に努める。

4. 教育環境の整備・充実

- ① 安全・安心な教育環境を確保するため、施設の計画的な改修・改築・修繕を適宜進めていく。
- ② 令和2年度以降に使用される教科書・教材等に合わせた教具・教材の整備やICT関連機器・設備等の充実を図る。
- ③ 統合型校務支援ソフトを導入し、教職員の職務の効率化を図ることで、教育の質の向上を目指す。
- ④ 教職員が教育に安心して打ち込めるための教職員住宅の整備・充実を適宜行っていく。

イ. 社会教育

1. 生涯学習機会の充実

- ① 生涯学習講座を中心とした学習機会や、生涯学習大会等の成果を発表する場を提供し、町民の学習活動を支援する。
- ② 様々な社会における課題を捉え、その解決に向けた学習活動を行う。

2. 社会教育団体の育成と支援

- ① 各種社会教育団体の運営を支援し、主体的かつ効果的な活動を促進する。

3. 青少年の健全育成

- ① 家庭・学校・地域が一体となった青少年の健全育成に努める。
- ② 第3土曜日の「青少年育成の日」を中心に、団体等と連携し、青少年の体験活動の充実を図る。

4. 社会教育施設の充実

- ① 様々な社会教育活動の拠点となる各種施設の利用促進のため、管理及び計画的な整備を進める。

(3) 計 画
事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	小学校校舎建設 耐力度調査・設計 荃南小 木造2階 2,000㎡	町		
		小学校校舎建設 耐力度調査・設計 花峰小 木造平屋 320㎡	町		
		屋体床補修 南種子中	町		
		学校施設維持補修 小・中学校 内外施設補修	町		
	水泳プール	学校プール塗装改修 南種子中	町		
	教職員住宅	教員住宅維持補修 内外装補修	町		
	スクールバス・ポート	スクールバス車庫建設 設計造成工事	町		
	給食施設	学校給食センター改築 RC平屋 930㎡	町		
	その他	教材備品・理科振興備品口	町		
	(3)集会施設, 体育施設等 公民館	公民館施設等整備費補助金	社会教育施設耐震診断業務委託 自然の家屋内運動場	町	
			災害時避難施設改修事業 自然の家改修	町	
			研修集会施設整備 荃永研修集会施設ドア・窓改修・西之地区運動場 照明 LED化	町	
			公民館施設整備 中央公民館屋上防水・図書館照明LED化・床改修・ 外壁補修	町	
			健康公園整備 多目的広場フェンス・野球場門扉	町	
体育施設		体育施設照明整備 テニスコート・武道館・野球場LED化	町		
		陸上競技場外周整備	町		
		図書館	町立図書館蔵書管理システム導入	町	
その他		社会教育宿泊施設整備(自然の家) 談話室・食堂の床改修・屋内運動場LED化・調理器 具室等改修	町		
(4)過疎地域持続的発展特別事業		通学バス運行管理業務委託	町	安心安全な通学環境の確保に資する事業であり、町の持続的発展に寄与する。	
	青少年交流事業補助	町	青少年の健全育成や生涯スポーツの充実、競技スポーツの振興等に資する事業であり、町の持続的発展に寄与する。		
	国体イベント運営事業	町			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		県民体育大会熊本地区大会出場補助	町	
		県民体育大会出場補助	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に基づく公共施設等の整備、管理については、「南種子町公共施設等総合管理計画」に定める公共施設等の管理に関する基本的な考え方との整合を図り、実施するものとする。

南種子町公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画対象施設と基本的な方針

施設名	所在地	基本的な方針	
中平小学校	中之上	南種子町学校施設等長寿命化計画の方針による	
荃南小学校	荃永	南種子町学校施設等長寿命化計画の方針による	
西野小学校	西之	南種子町学校施設等長寿命化計画の方針による	
大川小学校	西海	南種子町学校施設等長寿命化計画の方針による	
島間小学校	島間	南種子町学校施設等長寿命化計画の方針による	
平山小学校	平山	南種子町学校施設等長寿命化計画の方針による	
花峰小学校	中之下	南種子町学校施設等長寿命化計画の方針による	
長谷小学校	長谷	南種子町学校施設等長寿命化計画の方針による	
南種子中学校	中之下	南種子町学校施設等長寿命化計画の方針による	
学校給食センター	中之下	南種子町学校施設等長寿命化計画の方針による	
旧平山中学校	平山	存続	機能維持のための修繕を実施
旧荃南中学校	荃永	存続	機能維持のための修繕を実施
自然の家	島間	存続	機能維持のための修繕を実施
中央公民館	中之上	存続	機能維持のための修繕を実施
青少年会館	中之下	存続	機能維持のための修繕を実施
町立公民館平山分館	平山	存続	機能維持のための修繕を実施
クラブハウス	中之上	存続	機能維持のための修繕を実施
陸上競技場スタンド	中之上	存続	機能維持のための修繕を実施
農業者トレーニングセンター	中之上	存続	機能維持のための修繕を実施
健康公園	中之上	存続	機能維持のための修繕を実施
勤労者体育センター	中之下	存続	機能維持のための修繕を実施

10. 集落の整備

(1) 現状と問題点

本町は、8つの大字に58集落が散在している。令和2年3月末現在の人口は5,506人世帯数2,900戸であり、なかでも中心地区（上中）は人口2,607人世帯数1,341戸で人口は全体の47.3%、世帯数は全体の46.2%と半数近くとなっている。これは、若者が結婚とともに中心地区（上中）へ集中する傾向が強いためであり、反対に他の地区は人口が減少し、高齢者世帯の増加により、限界集落化が進んでいる。若者が中心地区へ集中する背景には、行政機関や保育施設、スーパー等が集中し、他の地区と比べて利便性が良いことや他の地区の住宅不足などが影響していると考えられる。

本町では、以前から自治公民館組織を中心に、地区内の各団体の横断的な連携が強化され、地域活動への住民参画意識・協働意識の醸成が図られてきた。しかし、担い手となる人材の不足や、価値観や生活様式の多様化・高度化による地域活動への参加意識が薄れ、公民館活動や伝統文化の伝承・継承、災害時の対応など集落機能の低下が懸念されている。

(2) その対策

集落の機能が果せる規模に分轄合併を推進しているが、住民感情や集落共有財産等の問題から困難な状況にあり、社会教育における自治公民館組織の育成及び共生・協働の農村（むら）づくり運動を通じ集落機能の維持強化を図る。

集落の維持・活性化のため、核となるリーダー等の人材育成・確保のため、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」制度等の活用促進を検討するとともに、地域担当職員制度の充実を図る。

また、過疎地域集落再編整備事業補助金を活用した空き家の改修等を行い、住環境の整備を図る。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	定住促進空き家活用事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に基づく公共施設等の整備、管理については、「南種子町公共施設等総合管理計画」に定める公共施設等の管理に関する基本的な考え方との整合を図り、実施するものとする。

1 1. 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

本町には、国史跡「広田遺跡」、国重要文化財「広田遺跡出土品」、国重要無形民俗文化財「種子島宝満神社の御田植祭」、国記録選択文化財「種子島の盆踊（西之本国寺盆踊）」などの、長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な文化財が数多く存在している。

少子高齢化・過疎化が進む中で、民俗行事・民俗芸能の保存・継承、地域による文化財の維持管理などが困難な状況になりつつある。こうした課題を解決するため、文化財保存活用地域計画を策定するなど、地域社会総がかりで文化財保護に取り組んでいくことのできる体制の整備が必要である。

また、地域の資産ともいべき文化財は、魅力ある地域づくりの礎となり、コミュニティの活性化に寄与するだけでなく、産業の育成や観光にも結びつくため、広田遺跡ミュージアム、郷土館、たねがしま赤米館等の文化施設において、文化財を活用した郷土教育を推進するとともに、文化的観光資源として積極的に活用することが求められている。

文化芸術に触れ、親しむことは、豊かな人間性をかん養し、創造力と感性を高めるとともに、地域文化への愛着を深め、郷土に誇りを持つ心を育む。町民が多様な文化芸術教育・活動に参加する機会を提供し、赤米をはじめとする伝統文化を継承するために必要な文化環境を整えることが求められている。

(2) その対策

数多くの文化財を次世代に引き継ぐため、その調査・記録・保存・活用・継承支援を図り、文化財保存活用地域計画の策定に取り組む。

文化財の指定に向けた文化財調査を行い、報告書を作成し、文化財の価値を広く町民に周知する。

文化財を活かしたまちづくりに寄与するとともに、地域文化の情報発信に努め、文化交流・観光振興を図る。

広田遺跡ミュージアムなどの文化施設の学校教育や地域における活用を促進する。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	野木田遺跡発掘調査事業 荃永地区	町	文化財の保存、活用、継承に資する事業であり、町の持続的発展に寄与する。
		赤米交流促進事業 赤米サミット・子ども交流	町	
		埋蔵文化財普及啓発事業	町	
		民俗文化財調査事業 盆踊り・願成就祭奉納踊り	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に基づく公共施設等の整備、管理については、「南種子町公共施設等総合管理計画」に定める公共施設等の管理に関する基本的な考え方との整合を図り、実施するものとする。

南種子町公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画対象施設と基本的な方針

施設名	所在地	基本的な方針	
広田遺跡ミュージアム	平山	存続	機能維持のための修繕を実施
たねがしま赤米館	荃永	存続	機能維持のための修繕を実施

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と問題点

東日本大震災をはじめとした大規模災害時に電気等のエネルギーの確保が大きな問題となった。また、温室効果ガスの排出量の増加や電気を中心としたエネルギー価格の高騰が起こるなど、経済的負担の軽減や持続可能な社会づくりを推進する上で、再生可能エネルギーの利用が大きく注目されている。本町においても地域における有限な環境の中で環境負荷を最小限にとどめ、資源の循環を図るための取組が着実に進められている。

(2) その対策

大規模災害を契機として、災害に強い地域づくりの一環として再生可能エネルギーの活用が推進されている。

避難所指定されている公共施設の災害時の機能の充実や庁舎をはじめとした公共施設等の業務継続性等を考慮し、太陽光等の再生可能エネルギーの利用を検討する。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可 能エネル ギー利用の 推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	河内温泉センター太陽熱利用設備設置 太陽熱パネル設置	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に基づく公共施設等の整備、管理については、「南種子町公共施設等総合管理計画」に定める公共施設等の管理に関する基本的な考え方との整合を図り、実施するものとする。

施設名	所在地	基本的な方針	
河内温泉センター	中之上	存続	機能維持のための修繕を実施

1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現状と問題点

本町は、赤米の伝播、ポルトガル人の漂着と鉄砲伝来など、数々の歴史的足跡に彩られ、豊かな自然と古式ゆかしい伝統文化をはぐくむ町であり、我が国唯一の大型ロケット発射場である種子島宇宙センターを擁する“宇宙に一番近いまち”と位置付けてきた。

これまで過疎からの脱却に向けて様々な施策を展開してきたが、依然として若年者の流出や少子高齢化の進行が続いており極めて厳しい状況にある。

今後は更に過疎地域における持続可能な社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう取り組むことが必要である。

(2) その対策

世代を超えて助け合い共に生きられる地域社会を構築すべく、ロケット祭やふるさと祭といった地域振興行事を実施する。

今後、過疎地域持続的発展のための取り組みや必要に応じて過疎地域持続的発展特別事業を活用した事業実施及び事業実施のための基金積立を行う。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 2 その他 地域の持続 的発展に関 し必要な事 項		ロケット祭	町	本事業は地域の 振興に資する事 業であり、町の 持続的発展に寄 与する。
		ふるさと祭	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に基づく公共施設等の整備、管理については、「南種子町公共施設等総合管理計画」に定める公共施設等の管理に関する基本的な考え方との整合を図り、実施するものとする。

1.4. 事業計画（令和3年～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住定住促進補助	町	移住定住を促進する事業であり、町の持続的発展に寄与する。	
		結婚祝金	町		
		南種子定住促進事業	町		
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	さとうきび優良種苗供給確保事業	町	農業所得の向上や担い手不足の解消、農業災害防止等に資する事業であり、町の持続的発展に寄与する。	
		さとうきび優良種苗助成事業	町		
		シカとの共存と被害ゼロ促進事業 捕獲活動費助成	町		
		環境保全型直接支援対策事業 カバークロープ・堆肥利用・有機栽培支援	町		
		環境保全型農業対策事業 廃プラ処理経費支援	町		
		人・農地プラン推進事業	町		
		畜産振興資金 優良雌牛導入（乳用牛）	町		
		鳥獣被害実践事業 捕獲活動費助成	町		
		鳥獣被害対策事業 捕獲活動支援	町		
		肉用牛貸付基金 優良雌牛貸付	町		
		農業次世代人材投資事業	町		
		農業制度資金等推進事業	町		
		農地中間管理事業	町		
		輸送コスト支援事業	町		
		サテライトオフィス進出支援事業	町		雇用創出等に資する事業であり、町の持続的発展に寄与する。
		スタンプ会事業補助	町		地元購買力の向上や消費者の利便性の向上等に資する事業であり、町の持続的発展に寄与する。
		雇用機会拡充事業	町		
商工会運営補助	町				
滞在型観光促進事業	町				
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	道路ふれあい愛護活動助成金事業	町	道路環境の維持・整備に資する事業であり、町の持続的発展に寄与する。	
		道路維持管理事業 伐採作業委託	町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		コミュニティバス運行補助事業	町	陸上交通の利便性向上等に資する事業であり、町の持続的発展に寄与する。
		生活交通確保バス運行補助事業	町	
		種子島中央高校通学バス補助事業	町	
5 生活環境 の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	海岸漂着物対策事業	町	自然環境の保全に資する事業であり、町の持続的発展に寄与する。
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	重度心身障害者医療費助成事業	町	子育て環境の充実や障がい者・高齢者福祉の充実、町民の健康づくりや感染症予防に資する事業であり、町の持続的発展に寄与する。
		障害者自立支援事業	町	
		生活困窮者自立支援事業	町	
		生活保護支給事業	町	
		特別障害者手当等支給事業	町	
		子どものための教育・保育給付事業	町	
		ひとり親家庭等医療費助成事業	町	
		子ども医療費助成事業	町	
		児童手当支給事業	町	
		児童扶養手当支給事業	町	
		出産祝金支給事業	町	
		地域子ども子育て支援事業 一時預かり・放課後児童クラブ	町	
		敬老金支給事業	町	
		高齢者支援事業 町シルバー人材センター運営補助	町	
		地域支援事業	町	
		老人クラブ補助事業	町	
		老人保護措置事業	町	
		感染症予防事業	町	
		健康づくり推進事業	町	
母子保健推進事業	町			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	通学バス運行管理業務委託	町	安心安全な通学環境の確保に資する事業であり、町の持続的発展に寄与する。 青少年の健全育成や生涯スポーツの充実、競技スポーツの振興等に資する事業であり、町の持続的発展に寄与する。
		青少年交流事業補助	町	
		国体イベント運営事業	町	
		県民体育大会熊毛地区大会出場補助	町	
		県民体育大会出場補助	町	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	野木田遺跡発掘調査事業 茎永地区	町	文化財の保存、活用、継承に資する事業であり、町の持続的発展に寄与する。
		赤米交流促進事業 赤米サミット・子ども交流	町	
		埋蔵文化財普及啓発事業	町	
		民俗文化財調査事業 盆踊り・願成就祭奉納踊り	町	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		ロケット祭	町	本事業は地域の振興に資する事業であり、町の持続的発展に寄与する。
		ふるさと祭	町	